

JCBA

No.164 Jan. 2021

Japan Customs Brokers Association



- 2 新年のご挨拶（会長）
- 4 新年のご挨拶（関税局長）
- 6 令和2年秋の叙勲・褒章に寿ぐ
- 7 「黄綬褒章 受章の栄に浴して」（一社）日本通関業連合会 会長 岡藤正策
- 10 令和2年度通関士部会・事務局合同会議の開催
- 12 2020年IFCBA総会・理事会の開催
- 14 2020年度通関士試験通信添削研修受験者合格体験記
- 19 通関業会だより
- 28 いいことかかく
- 37 特別掲載 事後調査と関税評価
- 48 各通関業会業務報告

新年の ご挨拶



(一社)日本通関業連合会 会長
岡藤 正策

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、皆様には、常日頃から連合会の事業に格別のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、昨年新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、これまで経験したことがない一年ではなかったかと思えます。一昨年末に中国武漢市で発生した新型コロナは、世界各国へ感染が拡大し、都市封鎖（ロックダウン）や外出規制などの措置が講じられ、需要が大幅に落ち込むとともに、サプライチェーンが寸断され、グローバルな人やモノの流れが急速に収縮し、世界経済にリーマンショック、大恐慌に匹敵するような危機を齎しました。その後、感染状況が落ち着き、経済活動が再開されると経済も回復の兆しを見せましたが、第二波、第三波の感染拡大により景気の上下を繰り返しながら令和2年という年が幕を閉じたという印象を持っています。

IMFが昨年10月に世界経済見通しを発表しましたが、2020年の世界経済の実質GDP成長率は▲4.4%となり、2009年のリーマンショック時の▲0.1%を超える落ち込みが予測されていますが、21年には回復への動きが強まり、+5.2%の成長率を見込んでいます。ただし、このシナリオもワクチンの開発とその普及が前提となっている点に留意する必要があります。

このようなコロナ禍の中、米国では世論を二分する大統領選挙が行われ、米国第一主義を主導するトランプ大統領が敗北し、国際協調路線に舵を戻すことが期待されるバイデン氏が勝利を収めました。バイデン次期大統領への交替は、環太平洋経済連携協定（TPP）への復帰が期待され、経済的な繁栄のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にプラスになるものであり、大いに期待したいと思います。

一方、我々通関業界を振り返りますと、これまで業務は会社あるいは現場で行うのが当たり前というのが常識でしたが、コロナ禍により否応なく在宅勤務やリモートワークが求められ、ウェブでの打合せやリモート会議が主流となりました。こうした状況の中、昨年3月、財務省関税局は「通関士の在宅勤務に関する弾力的運用」を発表しました。これにより、2017年の通関業法改正に合わせて導入された通関士の在宅勤務の利用が一気に拡大し、通関営業所及び通関士等の全体の3分の一が在宅勤務を申請したと伺っています。関税当局の英断並びに時宜を得た施策の実施に感謝するとともに、コロナ禍が完全に収束するまで弾力的運用を継続していただくようお願いしたいと思います。

また、今回のコロナ禍により、通関業が国民生活に必要な不可欠な食料品や生活必需品、マスクや消毒液といった医療物資などのサプライチェーンにとって不可欠な業務であることが認知されたものと思います。通関士の皆さんが、「エッセンシャルワーカー」の一員としてサプライチェーンを止めてはな

らないというミッションを果たすため、土日もなく現場でコロナの感染リスクと闘いながら業務に当たられたと承知しています。通関士等の皆さんには、改めて敬意を表したいと思います。コロナ禍は、新年を迎えてもなお収束の兆しはありません、引き続き、国民の安全・安心のためにご尽力されることを期待します。

ところで、コロナに始まり、コロナで終わった令和2年から、令和3年という新しい年を迎えました。

昨年末、我が国の技術力を世界に示すビッグニュースが飛び込んで参りました。小惑星探査機「はやぶさ2」が、52億キロ、6年間に及ぶ宇宙の旅から戻り、小惑星「りゅうぐう」からのサンプルの持ち帰りに成功したというニュースです。カプセル内にある物質から地球の生命誕生の謎や太陽系の成り立ちを探る手掛かりが期待されていますが、この「はやぶさ2」やカプセルの部品一つ一つに我が国の伝統技術の粋が凝縮されているということをニュースで知りました。気の遠くなるようなプロジェクトの年月もさることながら、こうした裏方の努力をも忘れてはいけないことではないでしょうか。今後、新型コロナウイルスのワクチンの輸入が予定されます。ワクチンの輸入において通関業が表に出るわけではありませんが、エッセンシャルワーカーとして確り仕事をこなしたいものです。

また、新型コロナウイルスは、我々にデジタルイゼーションという大きな変化を齎しました。従来 of 産業の殆どがロボットやAIにとって代わるということが言われています。各業界が世界の潮流に乗り遅れまいとDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に血眼になっているというのが現状ではないかと思えます。通関業が社会機能を維持するのに必要な「エッセンシャル・ワーク」の一つであること、国家が存在する限り国境における輸出入通関手続きが

無くなることはないということを肝に銘じるべきです。その上で、通関士が輸出入申告等の代理・代行に止まるのではなく、品目分類、関税評価及び原産地規則などの専門的知識の向上を図り、その経験を生かしてコンサル的な業務を熟していくことが、結果として通関業の付加価値並びに顧客満足度を高めることに繋がるものと思います。

昨年、関税局は「スマート税関構想2020」を発表しました。当該構想において、「貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来を実現するために世界最先端の税関を目指す」という素晴らしい目標が掲げられています。早速、私も当該構想をじっくり読ませていただきましたが、非常に感銘するとともに共感を覚えました。通関業は税関のパートナーとして、当該構想の実現に協力していくべきと考えます。昨年の通関士部会において、各地区の通関士部会の方々からいろんなご意見を拝聴致しましたが、今後ともこのような意見交換は継続して参りたいと思っておりますので、ご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

今年は、新型コロナウイルスのパンデミックにより1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック等に参加する選手の用具等の通関、競技に参加する選手団や外国から多数入国するお客様の円滑な通関も重要です。また、税関が行うテロ対策についても業会を挙げて協力して参りたいと思っておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

新年の挨拶と言いながらお願いばかり申し上げてしまいましたが、本年が会員の皆さん、並びに皆様のご家族にとって、充実した幸せな一年となることを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



関税局長
田島 淳志

令和3年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般社団法人日本通関業連合会及び会員の皆様方には、旧年中は関税政策・税関行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年が皆様にとりましてより良い一年となりますよう、心からお祈りいたします。

新年のご挨拶にあたり、財務省関税局及び税関の主な取組みについて申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の社会経済活動の様々な面に影響が生じた一年であったと認識しております。コロナ禍にあって、国民生活を安定させ、日本経済を維持・発展させるためには、貿易を止めることなく円滑に行うことが重要です。その点において、通関業者の皆さまが果

たず役割の重要性は言うまでもありませんが、昨年はその重要性が再認識された一年ではなかったかと思えます。関税局・税関におきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するため、各種の手續等について、引き続き、柔軟な対応を行ってまいります。

また、本年は、昨年延期となりました東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されております。財務省関税局及び税関では、円滑かつ迅速な通関とともにテロ関連物資等の水際取締りに、より一層高い意識をもって取り組んでまいります。貴連合会及び会員の皆様方におかれましても、引き続き、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

一方、国際的な動きとしましては、一昨年の日EU・EPAに続き、昨年には日米貿易協定が発効し、



また、日英EPAについて署名がなされ、同協定は本年1月1日より発効しております。さらに、RCEP協定についても昨年署名に至りました。これにより、日本の貿易総額に占めるEPA相手国との貿易額の状況については、EPA発効済・署名済の国・地域が79%となり、約8割がEPA相手国との貿易となります。

このような状況から、輸出入に関するルールは一層複雑となっており、EPA等の円滑な利用に関しましては、通関手続に専門的知識を有する通関業者の皆さまのお力添えが必要となります。財務省関税局及び税関におきましては、貴連合会及び会員の皆様方への情報提供を含む支援を強化・充実させながら、EPA等の利用促進に取り組んでまいります。

さて、財務省は、経済関係を司る役所の一つですが、経済は、金融、金の流れと、物流、モノの流れの両輪で成り立っております。わたくしども関税局・税関は、財務省で唯一、この物流を担当する部局であります。その役割を果たすにあたり、社会悪物品等に対する厳格な水際取締を行いつつ、日々世界と熾烈な競争をしている民間の方々のおさまざまな取組みに対応して、行政も歩調を合わせながら、より迅速かつ円滑な通関の実現に取り組むことが、貿易立

国の日本の国益に叶うと考えています。

そのためには、通関業者をはじめ関係業界の皆様と緊密な連携を図り、皆様のご意見やご要望を十分踏まえていくことがたいへん重要です。こうした考えのもと、昨年は官民がざっくばらんに意見交換できる機会を設けるよう努めてまいりました。

また、昨年6月、関税局において、更なる手続きの電子化やAIなど先端技術の導入などによる迅速化や利便向上などをめざす「スマート税関構想2020」というビジョンを取りまとめました。この具体化に当たっても、同様の考え方で、皆様方と率直な意見交換を行いながら進めていきたいと思っております。

以上のような取組みを含め、物流を含めた社会経済の変化に対応しながら取締りの厳格化や貿易の円滑化を推進するにあたっては、今後も貴連合会及び会員の皆様方との連携強化が重要となります。引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴連合会及び会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

秋の叙勲・褒章を寿ぐ

令和2年秋の叙勲・褒章におきまして、(一社)日本通関業連合会の要職に就かれ、通関業会の発展に尽力された功績により、5名の方が叙勲・褒章の栄に浴されました。心からお祝い申し上げます。



岡藤 正策 氏

(一社)日本通関業連合会会長
(株)阪急阪神エクスプレス代表取締役会長



曾根 好貞 氏

(一社)日本通関業連合会副会長
東京通関業会会長
大東港運(株)代表取締役社長



米澤 隆弘 氏

(一社)日本通関業連合会副会長
大阪通関業会理事長
近畿通関(株)代表取締役社長



牧 文春 氏

(一社)日本通関業連合会理事
長崎通関業会会長
後藤運輸(株)代表取締役社長



岡本 哲郎 氏

(一社)日本通関業連合会理事
三菱倉庫(株)相談役
元日本倉庫協会会長

「黄綬褒章 受章の栄に浴して」

一般社団法人 日本通関業連合会 会長 岡藤 正策

深秋の候 会員店社の皆様におかれましては益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度令和2年度秋の褒章に於いて受章の栄誉に浴しましたところ、早速ご丁寧なお祝いのお言葉を賜り誠にありがたく心からお礼申し上げます。これもひとえに、鈴木前会長をはじめ日本通関業連合会役員各位並びに会員の皆様方のご支援の賜物と改めて感謝申し上げます。

ところで、今回、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）により経済成長に急ブレーキがかかり、ヒトやモノの移動に支障を来たす事態となりました。我が国では4月に政府の緊急事態宣言が発令され、感染防止の観点から経済活動が制限され

ましたが、食料品や生活必需品あるいはマスク、消毒液等の医療物資の輸入を止めることは許されません。会員店社の皆さんが、感染防止に努めながらも迅速かつ円滑な通関に努められたことに対し、感謝申し上げますとともに敬意を表したいと思います。

今回、私が受けた栄誉は、日夜海港や空港など物流の第一線で働く皆さんを代表しての受章と思っております。これを良い機会とし、一層通関業会の発展に微力ながら尽力してまいり所存でありますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ略儀ではありますが、紙面をお借りしてお礼申し上げます。



受章者コメント

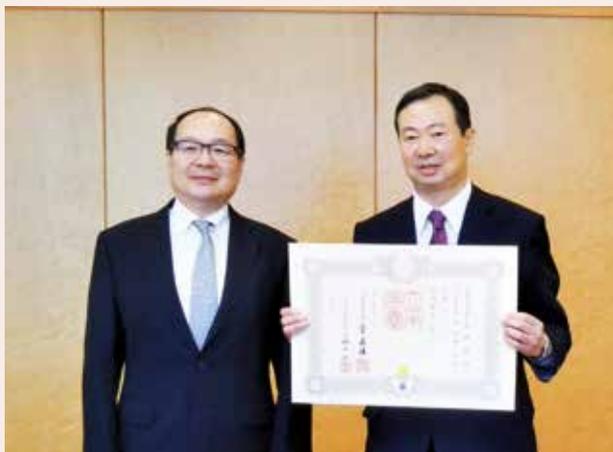
曾根 好貞

(一社)日本通関業連合会副会長
東京通関業会会長

この度、令和2年秋の褒章に際しまして、はからずも黄綬褒章受章の栄に浴することになり、感無量の面持ちでございます。

これも偏に長年に亘り、東京税関ご当局様他関係機関等の皆様より頂きましたご指導ご厚情の賜と深く感謝いたしております。

昨今の状況により、皇居にて天皇陛下に拝謁の栄を賜ることは叶いませんでしたが、今後はこの栄誉を心に刻み、より一層精進いたす所存でございますので、何卒、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



「榎本東京税関長から黄綬褒章伝達」

米澤 隆弘

(一社)日本通関業連合会副会長
大阪通関業会理事長

この度、はからずしも令和2年秋の黄綬褒章受章の栄に浴しましたことは、多年にわたり、大阪税関ご当局を始め、当業会会員店社、(一社)日本通関業連合会、各地区の通関業会等、関係業界皆様の御指導と御支援の賜と深く感謝申し上げる次第です。

変化の激しい国際情勢の中、今後は、貿易を通じた我が国の発展のため、いささかなりともご芳情に報いたいと存じますので、相変わらぬ御交誼、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。



「小林大阪税関長から黄綬褒章伝達」

牧 文春

(一社)日本通関業連合会理事
長崎通関業会会長

社業の歴史と社員に感謝しつつ、この褒章をいただくことができ身に余る光栄と感謝いたしております。今後はこの栄誉に恥じる事の無いように一層精進いたす所存でございますので 何卒 変わらぬ御厚情を賜りますようお願い申し上げます。



「奥田長崎税関長から黄綬褒章伝達」

岡本 哲郎

(一社)日本通関業連合会理事

長年倉庫業界に身を置き、微力ながら社会インフラの一端を担ってまいりましたが、通関業連合会の理事に就任後は、円滑な貿易の推進と時代に則した通関業のインフラ整備に尽力してまいりました。

この栄誉は、多くの皆様方のご支援とご指導のおかげと存じ、あらためて感謝申し上げます次第でございます。今後も、通関業連合会が変化の著しいこの世界で取り組む当該インフラ整備に、少しでも貢献できるよう努める所存です。



通関士部会・事務局合同会議の開催

(一社)日本通関業連合会は、11月10日(火)の午後に「通関士部会・事務局合同会議」を開催しました。本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、会議時間を縮小の上、テレビ会議での開催となりました。

会議には日本通関業連合会通関士部会委員及び各通関業会の専務理事、事務局長等37名が出席され、活発な意見交換が行われました。

会議においては、はじめに関税局税関調査室多賀課長補佐より「スマート税関構想2020」についての説明をいただき、次に「関税政策・税関手続きに関する通関士部会としての意見、要望等」についての意見交換、最後に通関業連合会が実施した「新通関業法の実施状況等に関するアンケート調査結果報告」についての説明、報告を行いました。

会議の開催にあたり、岡藤会長より開催の挨拶がありました。

岡藤会長ご挨拶

各地区通関士部会の皆様には、常日頃より連合会の事業並びに業務運営にご支援、ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのパンデミックにより国際貿易、物流が停滞し、景気低迷が続いておりましたが、ウィズコロナ政策の効果もあり、漸く輸出にも回復の兆しが見えてきたと思っていたところ、欧米を中心に新型コロナの感染の第二波が押し寄せつつあります。今後、季節性インフルエンザの流行も危惧されますので、益々持って予断を許さない状況が想定されます。

このような状況の中、通関士の皆さん方におかれましては、去る4月の緊急事態宣言の中、感染リスクと闘いながら、国民生活に必要な食糧、生活必需品、あるいはマスク、消毒液などの医療物資の通関に努められたと承知しています。現場でご苦労されている通関士、及び通関業務従業者の皆さんに感謝申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。



今回、通関業が経済及び国民の生活に不可欠な「エッセンシャルワーク」であることが証明されたものと思っています。皆さんには、通関業が国民生活に必要な不可欠な仕事であるということを良く認識していただき、引き続き、通関士としてのプライドと物流を止めないという覚悟をお願いしたいと思います。

ところで、今回のコロナ禍は、一方で我々の働き方、仕事のやり方にも大きな影響を及ぼしました。私自身、通常であれば年に数回は海外に出かけておりましたが、今年は全く出かけることが出来なくなりました。これに代わって、在宅勤務やリモート会

議が日常的となりました。皆さんの会社でも、テレワークやリモート会議が取り入れられたのではないのでしょうか。連合会も同様でして、総会や理事会といった一連の行事・会議が中止となり、書面決議やテレビ会議にとって代わり、本日もテレビ会議による開催となりました。この流れは、アフターコロナにおいても止められないものと思います。

今日は、去る6月、財務省関税局が発表した「スマート税関構想2020」について、担当官から説明をしていただくことになっています。既に、ご覧になった方も多いかと思いますが、AIやIOT、ブロックチェーンといった最新・最先端の技術を活用し税関手続きや税関業務を高度化・効率化することにより、世界最先端の税関を目指すというものです。通関業は、税関のパートナーとして「スマート税関構想」についても協力できるところは積極的に協力し、この構想を推進すべきと思っています。

本日は、通関の実務を担当されている皆さんから、日々の業務において感じておられる意見や要望、あるいは税関に対する提言といったものを発言していただきたいと思います。今日は、財務省関税局から担当官にも同席いただいております。どうか積極的な意見交換をお願いしたいと思います。

最後に、各地区通関業会の益々のご発展並びに本日ご出席の皆様のご健勝・ご多幸を祈念して、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議事の概要

議 題 1 「スマート税関構想2020」について

議 題 2 関税政策・税関手続きに関する通関士部会としての意見、要望等について

報告事項 新通関業法の実施状況等に関するアンケート調査結果報告について



2020年

IFCBA総会・理事会の開催

2020年11月10日（火）、IFCBA^(注1)総会・理事会がバーチャルミーティング方式で開催されました。

IFCBA総会・理事会は、当初、2020年6月にシンガポールにおいて開催される予定でしたが、COVID-19パンデミックにより、同年11月に開催が延期されていたところです。

しかしながら、COVID-19パンデミック終息の見込みがつかない状況にあることから、シンガポールにおける会合は見送られ、今回、IFCBAとして初の試みとなるバーチャルミーティング方式を採用して総会・理事会を開催する運びとなったものです。

IFCBAは、環太平洋地域の豪州、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド及び米国の6つの「創立」メンバーによって、全地域の通関業者を一堂に会するための組織を作ろうというインスピレーションに満ちたアイデアによって始まったものであり、1990年の設立総会がシンガポールにおいて開催されてからちょうど30周年という節目の年となりました。

会議にはIFCBA加盟団体25カ国中17カ国のメンバーが参加し、日本からは、一般社団法人日本通関業連合会の岡藤正策会長と同事務局の北村直彦総務部長が参加し、会議のハイライトである各国メンバーによるプレゼンテーションでは、日本から岡藤

会長が「COVID-19による通関業者への影響」及び「COVID-19へ対応するための日本国税関の取組み」について紹介を行いました。

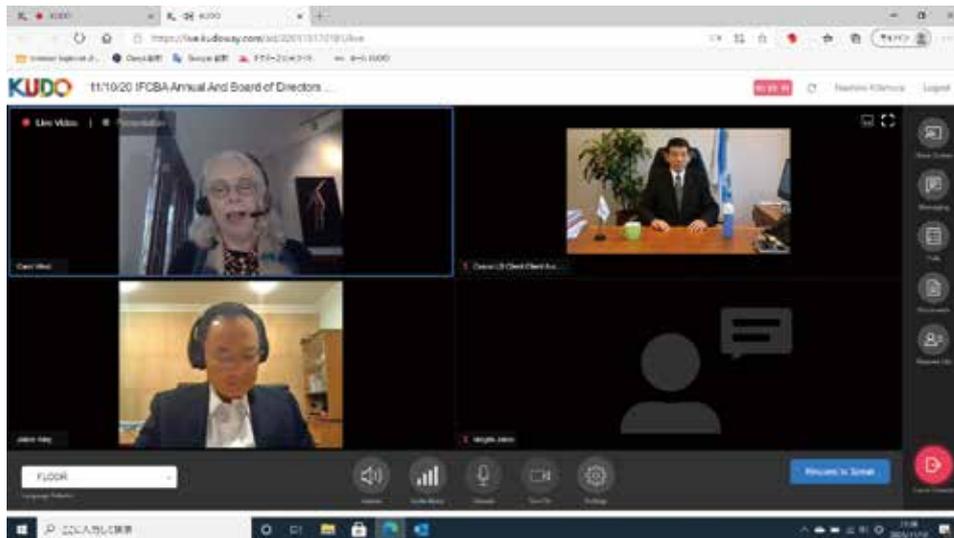
参加国は全世界に跨ることから、時差^(注2)の関係で日本は午後9時からの開始となり、会議が終了したのは日付の変わった翌11日午前2時過ぎとなり、少々身体に堪える会議となりました。

なお、今回の会議では、IFCBA会長及び常任理事の改選が行われ、次期（2020-2022）会長に中国通関業会会長のGe Jizhong（葛基中）氏が、常任理事としてアンゴラのPedro Bequengue氏、カナダのAngela Collins氏、豪州のPaul Damkjaer氏、米国のMary Jo Muoio氏、アルゼンチンのPablo Pardal氏、インドのShankar Shinde氏がそれぞれ選出され、今後2年間の活動を行っていくことになりました。

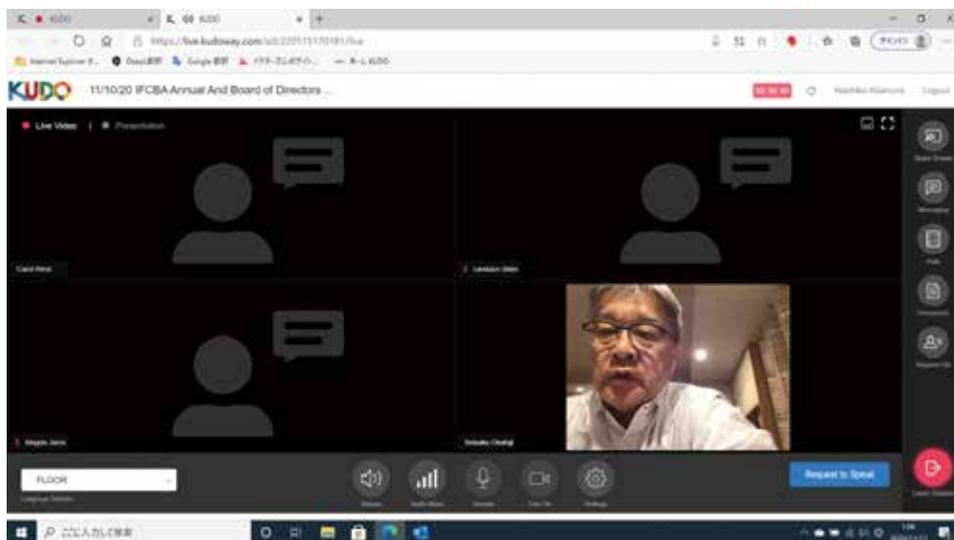
会議資料については、一般社団法人日本通関業連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載しておりますのでご覧ください。

(注1) IFCBA（通関業連合会国際連盟：International Federation of Customs Brokers Associations）

(注2) カナダ：午前5時開始、豪州：午後11時開始、最大時差：16時間



WCO事務総局長 御厨邦雄博士 (写真上段右) からのビデオ・メッセージ (会議冒頭)
 写真上段左：IFCBA事務局長Carol West (カナダ)
 写真下段：IFCBA元会長Jaime King (メキシコ)



岡藤正策会長によるプレゼンテーション (日付が変わった11月11日午前1時過ぎ)



Ge Jizhong中国通関業会会長 (写真下段) による挨拶 (次期IFCBA会長に決定した直後)
 写真上段左：IFCBA事務局長Carol West (カナダ)
 写真上段中央：IFCBA会長Candace Sider (カナダ)
 写真上段右：IFCBA元会長Jaime King (メキシコ)

2020年度通関士試験・通信添削研修

第54回通関士試験 合格体験記

(一社)日本通関業連合会・研修事務局

第54回通関士試験に合格された皆様、おめでとうございます。

今年度、当連合会の通信添削研修を受講して合格者された方々のうち、6名の皆様に合格体験記を寄稿していただきました。

お忙しい中どのように勉強時間を確保したか、勉強方法やモチベーションの維持方法など、今後「通関士試験」合格を目指す方に是非とも参考にさせていただきたい体験記です。



富島運輸(株)

渡辺 成子 様

まずは、私が通関士試験を通して得たことについてお伝えします。

1つ目に、自分に自信がつかます。私は学生時代に貿易や通関に関する勉強をしていなかったため、自分の仕事に自信を持つことが出来ませんでした。しかし、試験に合格すると、国から通関の仕事が出来る能力がありますよ、とお墨付きを貰ったということになるため、自信を持つことが出来ました。今は、まだ通関業務に関する仕事はしていませんが、ゆくゆくは携わりたいと考えています。

2つ目は、自分の弱さと向き合うことが出来るようになりました。今日は仕事が疲れたからちょっと休もうかな、今日は気分が乗らないから勉強を止めようかな、と思うことがありました。しかし、そんな弱い心が出てきたときは、なぜ通関士をとりたいたのか、とったらどうするのかを書いた紙を見て、やる気を維持しました。

次に、どのように勉強に取り組んだのかお伝えします。

私は、貿易事務に携わる中で、タリフを眺めるのが好きだったので通関士の資格を取得しようと決めました。

独学での勉強では、わからない箇所を完全に理解することは難しく、壁を感じていました。そのため、社内で実際に通関士試験に合格された方に相談したところ、当講座受講の案内があり、申し込みました。

当講座の模擬試験が行われました。自己採点結果は、通関業法36/45(80%)、関税法44/60(73%)、通関実務19/45(42%)でした。通関実務が6割を切ってしまったことが非常にショックで落ち込みました。通関実務の中でも配点の大きい輸入申告で大きくミスをしてしまったため、「ゼロからの申告書」を中心に勉強し直しました。10月の本試験では、申告書の問題で満点をとることが出来たのは、最後の追込みのおかげだと思います。

試験当日はいつもと同じ時間に起床し、試験の始まる1時間前には会場に到着しました。とても緊張していましたが、過去問で全科目9割できた時のことを思い出し、「私ならやれる!」と気持ちを奮い立たせました。途中退席時間が設けられていますが、

私は退席せず最後まで問題に取り組みました。実務の試験でtripodsという知らない単語が出てきて焦りましたが、タリフを眺めるのが好きだったのが幸いしたのか、tripodsを3脚と訳す箇所を見つけることが出来ました。本試験のタリフはページ数も少ないので、分からない英単語は直ぐに日本語訳を見つけることが出来ます。

最後になりましたが、この度お世話になった講師の皆様方、会社の皆様、家族、支えて下さった方々全てにお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。



コーウン物流サービス(株)
片岡 巧 様

今回で通関士試験を受験するのは最後にしたい！年が明けてまずそう思いました。と言いますのも今まで何回か受験をしてきましたが合格に至ることはなく年月だけがずるずると過ぎてきたからです。

そこでまず初めにどのように勉強を進めればよいか今までの事を振り返りスケジュールを立てることにしました。ポイントとしたのは勉強を開始する時期と勉強を行う内容についてです。

まず勉強を始める時期については3月から始めることに決めました。これまでは仕事に追われていることを言い訳に平日はあまり勉強時間を取ることをしませんでした。今回は勉強開始の時期を前倒しにして平日の勉強時間が短くても試験までにある程度の勉強時間が確保できるよう考えました。

また勉強の内容についてもこれまでは市販の問題集をただやみくもに解いていただけでしたので、法律をしっかり解釈し理解するためのテキストも必要だと感じました。しかしどんなテキストが良いもの

か悩んでおりましたところ、日本通関業連合会が行っている講座の存在を知り申し込みさせて頂きました。

講座の内容としては通関業法・関税法等といったカテゴリーごとのテキストとそれに連動した問題集、定期的な模擬試験、スクーリング(講座)があり、自分の勉強しようとするスタイルに合っていると感じました。

これらをもとに1週間の中では比較的勉強時間の取れる土日はテキストを読み込み、平日はその復習も兼ねて問題集を解いていくという日々が続きました。定期的に行われた模擬試験は添削により今の自分が理解出来ているところ、そうでないところが分かり、その後の学習に生かすことが出来たと思えました。

スクーリングにおいては特に関税法や関税定率法等の学習範囲が広いためもう少し日時を設けていただけたら尚よかったと感じましたが、それでも試験に対するポイントを聞くことができたのは個人での学習では得られないもので、その後の試験対策に生かす事ができたと思います。そして自分と同じ試験合格を目指す方々を目にしてさらに頑張ろうという気持ちにもなりました。

最後になりましたが、通関業連合会のスタッフや講師の方々には大変お世話になりました。おかげさまでやっと今回合格することが出来ました。この場をお借りしお礼申し上げます。本当にありがとうございました。



山九(株)
西園寺 惟 様

私は入社してから「絶対合格する！」という思いで過去2回通関士試験に挑戦しましたが、あと一歩

のところで合格することが出来ず、悔しい思いをしてきました。今年ようやく合格することが出来て、本当に嬉しく思っています。これまで様々な資格に挑戦してきましたが、通関士試験は覚える関税関係法令も多く、通関実務は時間がタイトなため数をこなして問題に慣れる必要があり、改めて働きながら資格の勉強をすることの大変さを感じました。

過去2回挑戦したので教材はある程度揃えていましたが、社内で当講座受講の案内があり、申し込みをさせて頂きました。テキストは要点がわかりやすくまとめられており、問題集を解いていてわからないところを調べるのに非常に便利でした。また、定期的に提出課題があるので早い段階から自分の実力を試すことが出来、モチベーションに繋がりました。提出課題では講師の方々が1科目ごとに採点して下さい、毎回手書きのコメントや苦手なところをアドバイスして下さいるので心強かったです。

今年は新型コロナウイルスの影響でスクーリングが延期になったり中間模試が中止になったりと焦りもありましたが、毎日仕事終わりに1時間でも勉強する時間を取り、継続的な学習を続けたことが合格に繋がったのではないかと思います。予定より遅れてではありますがスクーリングにも参加することが出来、他の受験生の頑張る姿に自分も頑張ろうとまた気持ちを持ち直しました。

過去2回は通関実務の点数が足りず不合格になったこともあり、今年は通関実務に重点的に取り組みました。特に申告書は全問正解するつもりで練習問題を繰り返し解き、苦手な分類や複雑な関税評価にも対応出来るようにしました。その結果、本試験では8割以上の得点を取ることが出来ました。官報に自分の名前を見つけた時は本当に嬉しかったです。

通関士試験に合格したことにより、日々の業務にも自信を持って取り組んでいます。今後は通関士として適正で迅速な通関が出来るよう、更なる知識向上に努めて参ります。最後になりましたが、お世話になった講師の方々やサポートしてくれた会社の上

司・家族、応援してくれた全ての方にお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。また、これから通関士試験合格を目指す皆様の努力が報われることを心からお祈りしています。



(株)サンシン

丹羽 海太朗 様

通関士試験を受けようと思ったきっかけは、会社の先輩が資格を取ったので、私も頑張りたいと思い、受験することを決めました。

通関士試験対策で意識していたことの一つは、時間の確保です。平日は朝、昼、晩と分けてその時にできることを勉強しました。早朝は、頭がすっきりとした状態で勉強に臨めるので、最も難しい通関実務を解いていました。目標タイムを輸出は15分、輸入は25分と定め、毎回タイムを測り、記録していました。記録を残すことによって、自分が苦手だった問題を把握することができ、重点的に力を注ぐことができます。

電車の通勤時間は、市販の穴埋め問題集と過去問題集を活用しました。穴埋め問題集は、赤ペンで答えを記入し、赤シートを使って暗記しました。また、携帯のボイスレコーダーに問題文を全て録音して聞いていました。これらの方法で、通関業務の穴埋めはほぼ、暗記することができ合格点に到達することができました。過去問題集は、問題をコピーしてから解き、2周目は赤ペンで答えと簡単な解説を記入し、3周目以降は赤シートで何度も読むことで力をつけ、関税法等の選択式問題を解くことができました。答えを読んでもわからない時は、日本通関業連合会から配布される六法で調べ、それでもわからない時は、講師の方々に質問をして理解を深めました。解く、わからない、調べる、質問する、を繰り返す

ことによって、問題を徐々に解けるようになりました。たくさんの質問に丁寧に対応してくれた日本通関業連合会は本当に心強かったです。

会社の昼休みには、朝勉強してわからなかった通関実務を会社の先輩に質問をしたり、計算問題や課税価格の問題をやったりと、10分でもその時にできることをやる、という意識で勉強を進めました。課税価格の問題の実例は、税関のHPに載っていたので活用することをおすすめします。

今年は、新型コロナウイルスの影響で図書館を利用することができなかつたので、新しい机とイスを購入してモチベーションを高めました。毎日の勉強時間を記録したことも、気持ちを盛り上げることにつながりました。また、勉強が身に入らない時は、音楽を聞いたり、疲れた時は少し目を瞑ったりと、自分なりの休憩をすることによって、勉強を続けることができました。

私は、受験回数2回目、総勉強時間768時間で合格することができました。それは、熱心に質問に答えてくれた講師の方々、会社の先輩方、そして最後まで支えてくれた家族のおかげだと心から思っています。本当にありがとうございました。



ケイライン
ロジスティックス(株)
塚本 晴佳 様

今年度の通関士試験に合格することができました。昨年度に続き2度目の受験となる為、昨年行き届いていなかった科目、克服すべき分野を重点的に勉強しました。全科目に共通して意識していたことは、習慣づけることと、単に暗記するだけではなく、なぜそうなるのか。を考えながら覚えることでした。

実際に勉強を始めたのは5月の初旬で、まずは実

務と関税法を並行して勉強を始めました。実務は特に計算問題、品目分類そして基本通達の読み込みを習慣的に行いました。計算問題は、通信添削研修の計算問題演習テキストを使用し、最終的に10周を目標に、色々な問題形式に対応できる様に数をこなしました。

品目分類は単語カードを作り、毎朝10分だけでも目を通すことを習慣づけることで、最終的には反射的に思い出せる様になっていました。また、基本通達の読み込みは、計算問題や輸入申告作成問題の際に必ず必要となる知識なので、曖昧な部分が無いように、何度も繰り返し覚えました。

また、関税法や通関業法に関しては、出題傾向が高い分野から順に進めました。特に複数選択式が苦手だったので、通信添削研修の過去問題集を10周することで、どの角度から問題が出題されても対応できるように、何度も繰り返し問題を解きました。この2科目で苦戦したのは、関税法に関しては量が多いこと、通関業法は範囲が狭いけれど深いところまで知識が必要なことでした。そのため、はじめの頃は、新しいことを覚える度に数日前に覚えたことを忘れてしまう、の繰り返しが非常に苦しい時期がありました。そこで、片道1時間半の通勤時間を利用し、夜は暗記、朝の通勤時間は復習に当てることで、自分に合った進め方を見つけることができました。

また、全体を通し、色々な問題に慣れるためには、複数の模試を受けることや、添削問題を活用することも必要だと感じました。その中で自分では理解できない部分も沢山あったので、その際には何度も質問票を提出させて頂きました。私がこの添削研修を選んだ1番の理由は、質問回数に制限がないことだったので、積極的に利用して疑問点をなくすことで、確実な知識を身につけながら気持ちよく勉強を進めることができた実感しています。仕事と勉強の両立は苦しいことが沢山ありましたが、根気強く毎日コツコツ続けることで、合格はもちろん、ここまで頑張れたことに自信を持つこともできました。

最後に、これまでサポートして下さった通関連合協会の皆様、家族、友人に深く感謝申し上げますと共に、これから受験される皆様の合格をお祈り致します。



五洋海運(株)
北村 啓太 様

「三十歳を迎えたことだし、コロナ禍で時間も作れそう。よし！通関士の資格を取ろう！」

今年の四月にそう決意し、無事に三科目受験で通関士試験に合格することができました。

私は、通関業者で輸出入貨物の営業を行っており、普段業務で関わっていることもあって通関士試験に関連する各法律の知識が多少ありました。四月まで通関士試験の勉強をしたことはありませんでしたが、そのことは大きな強みであったと思います。

合格する為には効率的な勉強が一番重要であると考え、通関業務の第一線で活躍する企業が名を連ねる日本通関業連合会の講座が最も効率的であると思い、本講座の受講を決めました。

私は平日の朝晩に計二時間、休日は計四時間を目安に勉強しましたが、時間にはそこまで拘らず、やる時は続けてやり、集中できない時はやめるようにしていました。

まず試験日までのカレンダーを作り、いつまでに

何をやるべきかといった計画を立てるようにし、テキストが届いたら、目次を見て各科目の全体像を把握してからそれぞれ一通り読みました。テキストは要点が簡潔に纏められており、すらすらと読むことができました。GWには前年の過去問を解き、自分の実力を早めに把握するにもしましたが、この時は各科目五割程度の正答率であり、合格まではまだまだの実力でした。その後、八月末までテキストと問題集を中心に少しずつ覚えていきました。提出課題や中間模試は本番のように時間を測りながら解き、試験問題に慣れることにも心掛けました。九月からは最も苦手な申告書と計算問題に重点を置き、十年分の過去問や模試を三回ずつ解き、勉強の甲斐もあって、直前に受けた同講座と日本関税協会二つの模試では、各科目七-八割の正答率が取れるようになっており、自分の自信にも繋がりました。試験前日にはテキストの要点部分のみを復習し、早く寝て試験に備えました。試験当日、半年間やってきた自分を信じて、「自分是可以！」と何度も心の中で唱えながら試験開始の合図を待っていたのを覚えています。試験日の二日後から連合会や各予備校の解答が出始め、合格を確信しました。

本講座でお世話になった同連合会の方々、サポート頂いた会社の方々、また幼い娘の育児を一手に引き受けてくれた妻や勉強で疲れた時にいつも元気をくれた娘にも深く感謝しております。

今回の経験で得た知識や忍耐力を今後の業務でも活かしていきたいと思っております。



海、山、歴史を楽しむ「函館の坂」

函館通関業会

函館を訪れるとき、陸・海・空路のいずれでもまず目に入るのが「函館山」。

牛が寝そべっているように見えるその山容から別名「臥牛山^{がきゅうざん}」と称される。

函館山は、333m眼下に映しだされる「世界三大夜景」の観光名所。

その山麓に視線を向けたとき、海岸に続く何本もの真直ぐな坂道が現れる。

坂に挟まれて、まるでおもちゃの如く、ひな壇に座っている建物の数々が目に入って美しい景観となっている。

函館山のふもと、港に向き合う界限は、一般に「西部地区」と呼ばれ、今では函館の一部という位置づけになっているが、江戸時代から明治にかけて、函館といえはこの狭い範囲の地域を指していて、銀行、海産商、病院、住宅、商店、歓楽街、寺院等々、様々な機能が集約されていた。

それらの建物には、当時の日本の建築技術を駆使して建てられたものも多く、和洋折衷住宅という、日本の他地域ではほとんど見られない、独特の建造

物も数多くある。これらが混在して、ほかの都市では見られない、街全体がまるで画家が描いた絵のような風景を見せてくれている。

この美しさは自然にできたわけではなく、明治時代から幾度となく街を襲った大火によって、多くの人と家屋を失った経験から、道路は入り組まず真直ぐに道幅も広くして、延焼を阻止しようという、防衛策から生まれたもの。

たとえば二十間坂は、明治12年の大火の後、防火帯として道幅が二十間（約36m）に広げられたことからつけられた名前。そのほか、基坂、八幡坂、護国神社坂など幅の広い坂を設けて、防火帯とした背景がある。

そして、函館の坂の周辺には、当時日本の中でも先進的な文化が育まれていった。

二十間坂と大三坂に接する日本初のコンクリート寺院「東本願寺函館別院」、大三坂上に位置する教会群。ここには、日本に初めて作られたロシア正教会の教会である「函館ハリストス正教会」や、ローマ法王より唯一寄贈された祭壇を持つ「元町カト



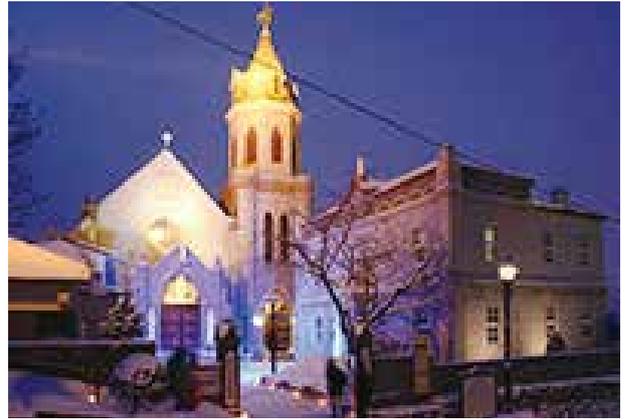
洋上からみた函館山（臥牛山）



函館山からみた函館市街



ハリストス正教会



元町カトリック教会

リック教会」などがある。

記念撮影の定番となっている八幡坂のつきあたり周辺は、明治時代の一時期は国内でも類を見ない、三つもの女子学校が並ぶ文教地帯であった。

元町エリアからベイエリアに向かって直線に走る数々の坂は、海と街を見渡す景色が楽しめる場所として人気がある。

1 「八幡坂」

赤レンガ倉庫が立ち並ぶウォーターフロントの先を進むと、函館山へ導いてくれるのが「八幡坂」。「訪れたい坂日本一」に輝いた坂。

函館山からの夜景と並んで、函館のビュースポットとして紹介されることが多い坂。

突き当たりにあるのは、演歌界の大御所・北島三郎が通ったことで知られる函館西高校。その真下からの眺めが絶景で、かつて、CMで年配の夫婦が手をつなぎながらスキップするシーンのロケ地として評判となり、「チャーミーグリーン坂」と呼ばれ



八幡坂から函館港を望む（正面に摩周丸が浮かぶ）



冬のイルミネーション



船魂神社境内

ることもある。

坂の名は、函館八幡宮があったことに由来すると伝えられている。函館八幡宮は大火の被害を受けて1880（明治13）年に谷地頭町に移ったものの、その後も坂の名称は残された。港に係留展示されている青函連絡船 摩周丸を正面に望める、函館で1、2を争う人気の高い坂となっている。

冬には「はこだてイルミネーション」で、街路樹と石畳が美しく照らし出される。坂の頂上に続く細い坂を上がっていくと大きな鳥居の先に木々に囲まれた趣のある船魂（ふなだま）神社の社殿。ここは北海道最古の神社と呼ばれ、800年を超える歴史を持つ隠れた名所。

2 「二十間坂」

その名の通り、道幅が二十間ある。長さの単位である1間（けん）が1.81m、その道幅が20間（約

36m）に相当するのが語源。1879（明治12）年の大火後、防火帯として整備された。



JR函館駅、朝市へと続く二十間坂

当初は、木が多く茂っていたことから「緑坂」、または付近に大工や工人が多く住んでいたために「大工町坂」と称されていたこともあった。1900(明治33)年には、道幅の広さからか、函館山要塞に備える大砲を搬送するのに利用されていた。

現在では、黒っぽい石が規則的に敷き詰められ、その美しさがロマン漂う町並み形成の一端を担っている。

坂をバス通りまで上ると、左手には郷土が誇る老舗レストランの五島軒。また、突き当たる右手前に

は、1915(大正4)年に建立された国内最古の鉄筋コンクリート造り寺院で、瓦の大屋根が特徴の東本願寺がそびえている。

この道は、函館山を背に進むと「開港通り」と呼ばれ、地元住民や観光客の胃袋を満たしてくれる函館朝市へと通じている。冬期間は沿道の木々に電飾が施され、ショッピングモールとして人気の函館明治館(旧函館郵便局)まで続く壮大なイルミネーションは、ロマンチックな感動を与えてくれる。



大火に備えた日本初の鉄筋コンクリート造り「東本願寺函館別院」



函館明治館 (旧函館郵便局)

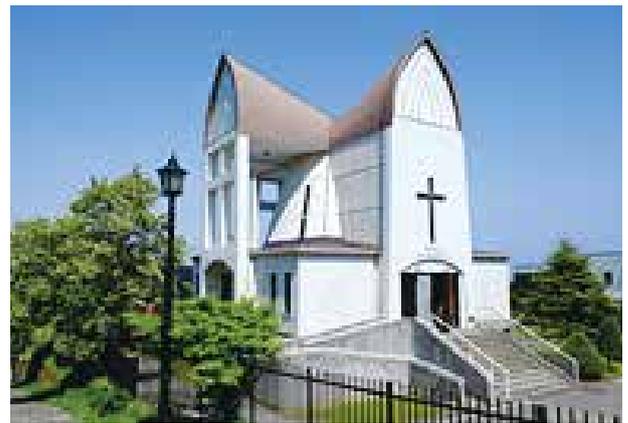
3 「チャチャ登り」

函館山のふもとにある坂のなかでも、かなり急な部類に入るチャチャ登り。

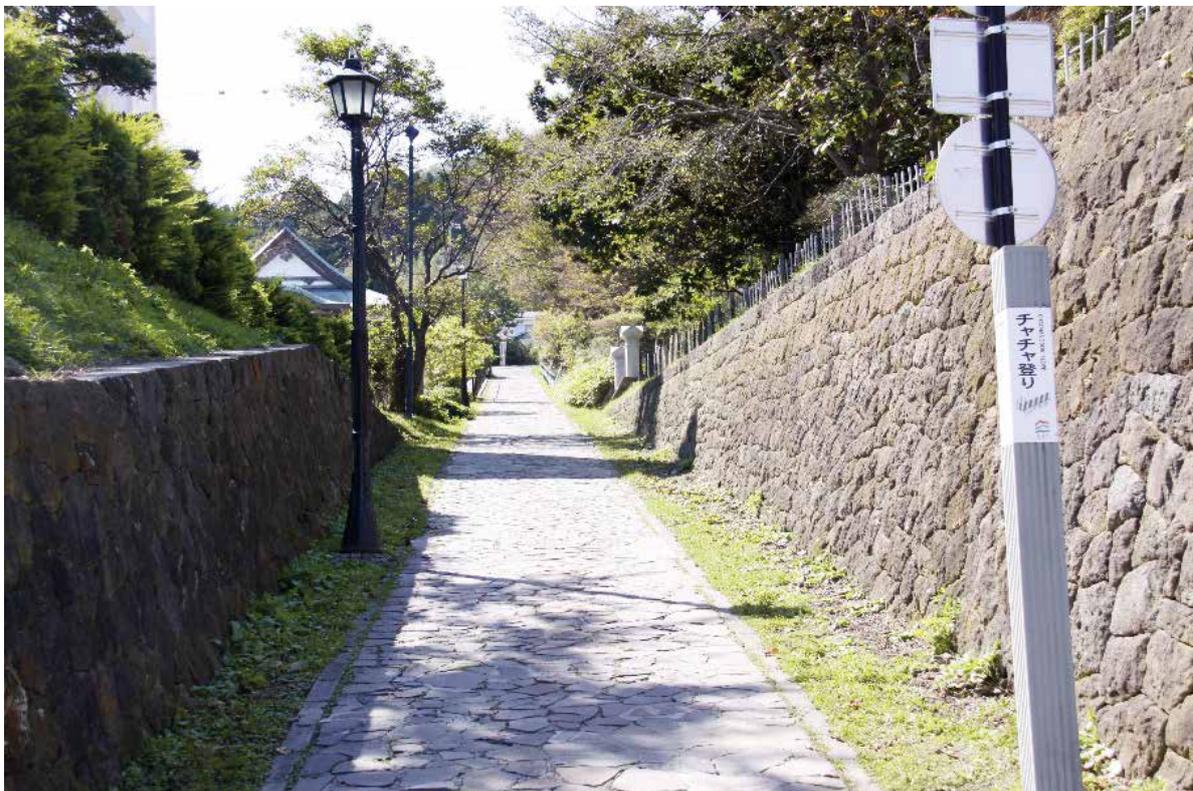
「チャチャ」とはアイヌ語で「おじいさん」の意。あまりにも急な坂で誰もが腰を曲げて登ることから名付けられたそう。上り切って振り返ると、教会を含む函館らしい絶景を拝むことができる。

「日本の道百選」に選ばれた大三坂を上がっていると、右手にカトリック元町教会。そこからさらに進んだ奥の坂がチャチャ登り。道幅は車一台がやっと通れるほどの狭い石畳。英国国教会系のモダンな建物、真上から見ると十字のデザインだとわかる聖ヨハネ教会や、白い壁と王冠のような形で緑青の屋根が美しいハリストス正教会が見え、ちょっと鳥肌がたつくらい的美しさとなっている。

宗派の違う3つの教会が隣り合って立っているエリア。どの宗派も、日本での布教に困難を極めた時代があり、近代日本に、料理や生活様式、道德観などの面で少なからず影響を与えている。



聖ヨハネ教会



登るひと誰もの腰が曲がるチャチャ登り

4 「常盤坂」

「芝居町の坂」や「見返り坂」など、かつての繁栄を偲ばせる多くの通称がついていた坂。現在は閑静な住宅街。和洋折衷の特徴を持つ民家も多数建ち並ぶ。江戸時代後期、商人だった大石忠次郎の屋敷がこの坂の上に建っており、近隣では有名な巨木だった「義経腰掛けの松」がその邸門に植えられていたため、縁多き「常盤の松」にちなんで坂名がつけられた。また、大石が経営する芝居小屋があったことから「芝居町の坂」、坂の半ばに遊廓があり、遊女との別れを惜しむ客の姿をなぞらえて「見返り坂」との別名も。この付近一帯に住民の娯楽が満ちあふれていたことが読み取る。

現在は、かつての派手なイメージとは一変、民家が立ち並ぶ閑静な住宅街。坂の始点手前からは、歴史的な建物が点在。市電通りの一本海寄りの道には、スカイブルーの外観がまぶしい日魯漁業の前身にあ

たる旧堤商会、並びにある国指定の重要文化財・太刀川家住宅店舗も見逃せない。

坂の両脇に植えられたナナカマドは、秋になると絶景を演出。坂を上るにつれて密集度を高め、その枝葉は坂下に望む函館港を包み込むフレームのよう。紅葉と赤い実が坂の魅力を引き立てている。



太刀川家住宅店舗



常盤坂から函館港を見下ろす

5

「弥生坂」

函館山麓にある主要な坂では最長。その道程は約720mに達している。

かつては2本の坂だったが、明治12年の大火後現在のような1本の坂となった。

この時、地域の繁栄・発展を祈り「弥生」の名がついた。市電の「大町」電停で下車すると、山腹に向かって真っすぐに伸びている。

その長さに象徴されるかのように、坂の呼び名は、

さまざまなものが存在した。かつて坂は2本から成り、一方の西側に称名寺が建っていたことから、「称名寺坂」「西の坂」、または「寺町の坂」。もう一方は、1871（明治4）年まで坂上にあった遊廓から帰る人を冷やかしてか「改心坂」と呼ばれた。

1879（明治12）年の大火後、現在のように1本に整備された際、地域の繁栄・発展を祈念し、春を意味する「弥生」が用いられている。



港へ至る真直ぐな弥生坂。心が洗われる風景

6

「基坂」

明治時代に里数を測る基点となる「里程元標」が立ったことからこの名前がついた。坂を上りきったところには、明治～大正時代の豪商・相馬哲平氏の多額の寄付を基に建てられた「旧函館区公会堂」、「元

町公園」など有数の観光スポットがある。

かつては行政の拠点として、坂上に役所が置かれていたエリア。

松前藩時代の亀田番所、幕府直轄時の箱館奉行所、



元町公園



旧函館区公会堂

明治以降は開拓使、その後は1950（昭和25）年まで渡島支庁……と、時代の経過とともにその名称も変わってきた。

そのため、住民の間では「お役所坂」「御殿坂」の名で親しまれていた。正式名は、里数を測る上で基点となる元標が坂下に建てられていたのに由来する。

坂の始まる手前、海上自衛隊（旧函館税関）から電車通りにかけて、グリーンベルトが整備され、明

治天皇御上陸記念碑が高くそびえ、通りの角にはモスグリーン色をした相馬（株）の社屋。山の方に目を向けると木々に囲まれるように、ブルーグレーとイエローの鮮やかな外観をした旧函館区公会堂が存在感を示している。ときどき坂下を振り返りながらゆっくりと歩を進めていき、左手に旧イギリス領事館を見て、坂の突き当りが元町公園となっている。



奥に旧函館区公会堂（工事中）を望む基坂



坂の下を走行する市電 函館ハイカラ号



旧イギリス領事館



乃木坂、櫻坂、日向坂はありません……

〈参考資料・写真提供〉 函館市公式観光情報サイト「はこぶら」 HP



いいこときかく



通関業界で働く人のためのネットワーク



2021年です。どんな一年になりますでしょうか！
コロナの収束を祈るばかりです。

日々是好日

2020年はコロナ禍でたくさんの我慢を強いられる一年となってしまいました。連合会は各種会議、研修事業にも大きな影響を受ました。それは、各地区も同様でしたが、連合会が「通関業の日」記念日講演会を開催した時のように感染予防の徹底やリスク軽減を工夫した中で、対面での行事を開催した例がありますのでご紹介いたします。

埼玉県倉庫協会 「倉庫業界女性職員ネットワーク交流会」の様子

11月17日、埼玉県倉庫協会は「倉庫業界女性職員ネットワーク交流会」を開催しました。

主催者挨拶 埼玉県倉庫協会 箱守 和之 会長

第1部：吉本芸人として学んだビジネスコミュニケーション術

夏川 立也 氏（京都大学工学部卒の元：吉本興業芸人）

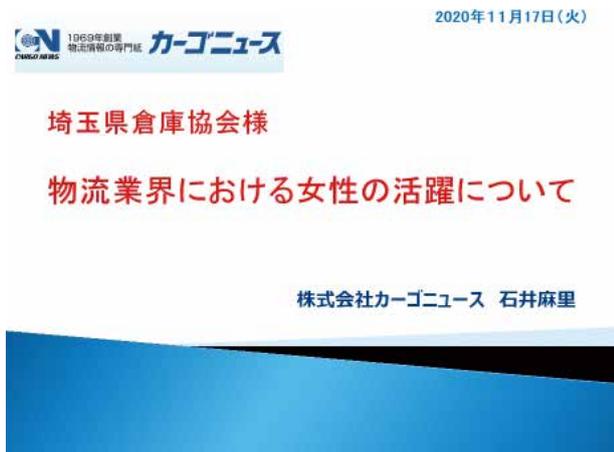


第2部：物流業界における女性の活躍について

石井 麻里 氏（カーゴニュース 記者）

物流業界の取組の紹介と女性活躍のポテンシャルについて取材を通して感じた思いと現状がその内容でした。

物流業界団体の取組の事例として連合会のワーキンググループの活動の紹介がありました。



各地区での女性通関士ネットワーク活動の様子



函館
通関業会

通関士部会北海道・東北ブロック 合同研修会実施!!

北海道においても新型コロナウイルス感染症の拡大によって当会の各種事業が中止、延期される中、通関士部会から研修会の開催について強い要望がありました。

通関士は、通関業務を担当している現場の通関士、一人ひとりが幅広い知識を身につけ、お客様から評価され、信頼を獲得することが最も重要である。

通関業・通関士に求められる役割や知識量は大幅に拡大、変化しており、時代の変化に適切に対応し、通関士の重要性が等身大に評価されるためにも、新たな知識の習得は大変重要なものとなっている。是非とも税関講師を招いた研修を実施したいとのことであった。

これを受け11月26日（木）に北海道の中では感染

者の少ない函館市（フォーポイントバイシェラトン函館）において、通関士部会北海道・東北ブロック合同研修会を実施しました。



当初、コロナ禍の中でも、多数の申し込みがありましたが、北海道の警戒ステージが上がるにつれ辞退者が増え、さらに当日はJR札幌駅近くの人身事故の影響で札幌からの特急列車が2時間以上遅れるという状況で研修に間に合わない方も数名出ました。

研修会は、函館税関から3名、NACCSセンターから1名の講師をお招きし、それぞれの専門分野の研修をいただきました。

日 程

- ①通関士部会長挨拶 板谷 勉 部会長
- ②各種NACCS業務について
営業推進課 伊藤課長補佐
- ③研修会
 - ・最近の通関行政について
統括審査官 藤原健逸
 - ・品目分類上のポイントについて
関税鑑査官 浅川修一
 - ・最近の非違状況について
通関業監督官 本間直人
- ④通関業会活動状況 柳川専務理事
- ⑤自由討議
- ⑥意見交換会

出席した通関士からは次のような意見がありました。
「税関職員の対面での講義はとても勉強になりました。」

また、意見交換会では久しぶりに他社の方々と情報・意見交換ができコロナ禍の対策・取扱状況など参考になりました。」

例年「通関士部会北海道・東北ブロック合同研修会」に合わせて開催している「女性通関士委員会」は残念ながら中止としましたが、来年度は無事に開催できるように祈念して研修会は盛会裡に終了しました。



飛沫防護スクリーンを設置し、検温係、消毒係もいる受付



150人収容会議室をゆったりと使用 3人机に1人掛



最近の通関行政の講義。藤原統括審査官（総括）



マスク着用で十分な間を取った研修（換気で寒かったです。）



オンライン化が進めば進むほど、リアル的重要性や貴重性が求められてきています。

講義や技術習得などのインプット型の研修はオンラインの方が効果は高く、ワークショップやディスカッションなどのアウトプット型の研修は効果が薄いというデータが出てきているそうです。

やはりその場、その空間を共有することで感じられる熱量や雰囲気などはオンラインでは伝わらないため、リアルでの集合研修が無くなるという可能性は極めて少なそうです。

しかしながらコロナが収束しても以前のようなやり方と同じわけにはいきませんので、新しい方法を模索していく必要があります。

さて次はいいこときかく特別企画連合会専務理事と9業会専務理事によるエールをお送りします。本年も連合会と各地区通関業会は会員の皆様に寄り添った活動を推進いたします。

最後は、1月号ということでカルタをご紹介します。

東京都では「ウィズコロナ東京かるた」を活用することで感染予防策の徹底促進を図っています。ぜひお試しください。

連合会専務と 9業会専務による **エール**交換



今野連合会専務

“いいときかく”をご覧になっている皆さん、明けましておめでとうございます。

新型コロナ対策で最も成功した国と言われている台湾とニュージーランド、両国に共通するのは政治のトップが女性であること、国会議員や閣僚に占める女性の割合が非常に高いということです。

一昨年、中国・アリババのジャック・マー（馬雲）前会長が引退直前のスピーチで「私は女性、特にアジアの女性のリーダーシップ力を信じている。男性は全体を見て、女性は細部を見る。父を欺くのは簡単だが、母はそうはいかない。……女性は他人の感情を読み取り、活発にコミュニケーションを取り、それが成功の要素になる。日本企業はもっと若い女性リーダーを増やして欲しい。」と語ったそうです。

連合会では、2021年度に新たな女性通関士支援事業を開始する予定です。乞うご期待！



尾関専務

明けましておめでとうございます。

昨年は、コロナ禍で全国たいへんでしたね。

集合式の会議・研修、或いは、出張等もできなくなり、世間では、リモート会議、在宅・テレワークが「アツ」という間に進行し、仕事の方法も大きく変わるなど、新しい日常がどんどんスタートしました。全世界においても当初戸惑いのマスク姿も、瞬く間に定着しました。

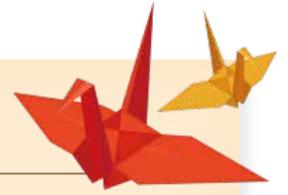
日本人にとって、先行き不安な日々が続く中、昨年上期のNHK連続テレビ小説「エール」で紹介された数々の「歌」が人々の背中を少し押ししてくれた感がありました。「紺碧の空」「六甲おろし」「闘魂こめて」「栄冠は君に輝く」、なかでも「ドン底に大地あり」というメッセージが印象に残った「長崎の鐘」等々（涙腺が緩みました。個人的感想です）。

それでは、今年も日本の貿易・物流に欠かせない「エッセンシャルワーカー」（通関業界等）として働く皆さんの益々の繁栄を祈念し、更には、日本国並びに世界中の人々の復興を祈って、皆さんで「イヨマンテの夜」を歌い上げましょう。一寸難しい歌ですがWEB合唱で…。





岩田専務



新年明けましておめでとうございます！

昨年はコロナの影響で働き方の変革が求められ、ご苦勞の多い一年ではなかったかと思えます。暫くの間コロナが続くかもしれませんが、会員の皆様がこの難局を乗り越えて輝かしい未来を迎えられることを願っています。

通関業会は「丑年」に因み、ゆっくりではあっても力強く皆様を応援して参ります。皆さん頑張りましょう。



大野専務

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返れば、年明け当初は今の様な状況は全く想定しておらず、ほぼ例年通りの清々しい新年を迎えたと思っておりました。しかし、1月下旬頃から雲行きが怪しくなり、2月以降は当業会でも定時総会を書面決議に変更、また、春の従業者研修を中止にするなど様々な事業は変更、または中止を余儀なくされました。

その様な中、通関業会の会員の皆様はコロナ禍においても国際物流の要として、企業の貿易活動を支える重要な果たし、厳しい環境の中でも貢献し続けられていることに頭の下がる思いです。

当業会においても、頑張っておられる会員の皆様のお役に立てないかとの思いで2月下旬から「通関士のための在宅勤務ガイドライン」の検討を開始し、暫定版を4月9日に当業会ホームページに掲載、更に、「新型コロナ対策こぼれ話」と題した参考情報の提供などにも取組んでまいりました。また、専らメール開催のみとなっていた神戸通関士部会役員会や実施出来なかった研修・説明会をWEB開催するなど、これまでの取組み事業も大きく様変わりしました。遠隔地に所在する会員店社様が多い当業会の特色もあってか、この開催方法を評価する声も頂戴しており、今後の新たな選択として定着・発展させる必要性も感じております。

さらに、今年はオリンピックイヤーであるとともに、通関業界としては中韓が参加するRCEPが発効する年でもあります。これらについては各方面からの期待は大きく、これらに関連する期待にお応えする必要があると考えます。

また、できる限り早期に新型コロナが収束し、進展するメガEPAの活用拡大や港湾のデジタル化、更には通関業務のAI化などを含めた今後の通関業の在り方など将来に向けた議論・検討に尽力できる年になり、会員店社の皆様が安心してそれぞれの使命に取り組める明るい年になってほしいと願っています。

この様な取り組みには会員店社の皆様のご理解、ご協力がなければ実現できません。皆様方の声をお聞かせ頂き共に取組んでまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。



畑中専務

昨年はコロナ禍の中、会員店社様にご協力いただき、初めて税関とのテレビ会議や研修等のWEBライブ配信を導入し頑張ってきました。

今年も日英EPAやオリパラ等いろいろありますが、通関業者の皆さんコロナに負けず一緒に頑張りましょう!!!!



坪井専務と通関士部会一同

皆様あけましておめでとうございます

昭和22年8月に名古屋通関業会の前身であります「名古屋税関貨物取扱人同盟」が設立されてから、今年で74年目を迎えることができました。

74年前まで遡り、丑年の出来事を調べてみますと、

1949年 湯川秀樹氏が日本人初のノーベル賞を受賞、NATO発足、国鉄三大ミステリー事件

1961年 「地球は青かった」 有人宇宙飛行船が初の地球一周、坂本九の「上を向いて歩こう」の大ヒット

1973年 オイルショックによる買い占め騒動、小説「日本沈没」刊行

1985年 ゲーム「スーパーマリオブラザーズ」発売、「つくば博」開催

1997年 ナホトカ号重油流出事故、サッカー日本代表がWカップ初出場を決める

2009年 衆院選で民主党が歴史的勝利による政権交代、新型インフルエンザの発生

など暗い出来事もあれば、明るい出来事もありました。コロナ禍で迎えた新年ではありますが、明るい出来事が一つでも多くありますよう、また皆様にとって良い一年になりますよう願っております。



児玉専務

「太宰府天満宮には、菅原道真公のお使いといわれる御神牛が祀られています。撫でると知恵を授かり、体の悪い部分が良くなると言われます。

今年も丑年。牛にあやかり、コロナ禍を乗り切りましょう。すき焼きもおいしいですけどね。」



田中専務

明けましておめでとうございます。

通関業会の皆様には、現下のコロナ禍において円滑な物流の維持等ご苦勞が多いことと察いたします。

当会においては通関業務講習会等の開催制約によって、皆さんにご迷惑をおかけしています。

このような中、我が家において変わったことの一つを紹介します。「納豆嫌いの我が家で納豆を食べ始めたことです。」

長崎大学熱帯医学研究所によると、5-アミノレプリン酸「5-ALA」は新型コロナに強い感染抑制効果があり臨床研究を始めた、とのこと。5-ALAは納豆などの発酵食品に多く含まれるアミノ酸ですが、納豆を食べればよいということではありません…。

我が国でもコロナワクチン承認申請がされました。

安全で有効的なワクチンであることを願いつつ、お互い元気に乗り越えましょう。



柳川専務

明けましておめでとうございます。

昨年は、厳しい一年でした。4月の通関士部会総会、6月の通関業会定時総会と書面決議。

日本で一番早い「北海道非常事態宣言」で飲食・外出ジッと耐えぬいて、11月は「通関士部会研修会」、12月には「新任通関士講習会」をいずれも対面で実施。久しぶりに管内の通関士の皆様と意見交換会もできました。感染リスクと闘いながら、マスク、消毒液などの医療物資の通関に努められた話も聞きました。



砂川事務局長

いつも、いつもお世話になります。今年もよろしくお願ひします。

沖縄もコロナ禍が深刻です。いうよりもコロナ感染が心配です。

でも朝ごはん後は、一人勤務のため毎日出勤です。

経済及び国民の生活に不可欠な
「エッセンシャルワーク」に携わる
通関士の皆さんに「エール」を送り、
コロナ禍が一日も早く収束することを
祈念します。

祈



感染しない、感染させない。

ウィズコロナ東京かるた

あ 愛してる 家族のために 距離をあげ	い 家でもね 会話するとき マスクつけ	う うちの中 コップやタオル 共有しない	え 映画館 マスク着用 会話は控えて	お オンライン 三密なしで 観密に	か 会食は 小人数小時間 小声にマスク	き 気がつけば 働き方改革 できました	く 工夫して 感染防止対策 万全に
け 校温で 毎日欠かさず 確認を	こ こまめにね 手洗い消毒 マスクに換気	さ 在宅の 勤務がふつう 令和の時代	し 従業員に 校温・受診の 徹底を	す ステッカー 掲示のお客を 利用しよう	せ 生産性 とつても高い テレワーク	そ ソーシャルディスタンス とれば安心 安全ね	た 休調が 悪い方は 参加を避けて
ち 注意しよう 家庭内での 感染対策	つ つながりは 会わなかつて 続くから	て 定期的 窓を開けて こまめに換気	と ドアノブと スイッチこまめに 消毒を	な 仲間とは オンライン乾杯 今ふうさ	に 紅色の ステッカーで ガイドライン徹底	ぬ ぬくぬくと したいけれど 窓開ける	ね 寝て食べて 免疫力を 高めよう
の 仲ひびくと できる場所で 三密を避け	は 働き方 コロナが変えた 劇的に	ひ 病院など 医療従事者への こころづかい	ふ 防ごう重症化 守ろう高齢者の 徹底を	へ 軒屋の中 こまめに換気 忘れずに	ほ 本意にありがとう 頑張っている人 みんなにエール	ま マスクはね 自分のためと 人のため	み 身近から 手洗い習慣 広げよう
む 群れないで 一人歩きが 基本です	め 目・口・鼻は できる限り 触らない	も もしもしと 電話一つで 心がつながる	や やんちゃな子 ウイズコロナ東京かるた で楽しく学ぶ	ゆ ゆつたりと 広々と 距離を保とう	よ よく笑い 免疫力を あつぷぷ	ら ランチ料理 一人分ずつ 小皿に盛付	り リモートで お話ししよう 友達と
る ルールはね 会食時は 5つの小	れ レンジではね 前後にスベース 安全ね	ろ 労働は 三密避けて テレワーク	わ ワラチンを 今か今かと 持ち望み	を ウイルスを 収束させるぞ 底力	ん うん！できる 手洗いうがい 検見でも		

東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都新型コロナウイルス感染症最新情報 ~モニタリングレポート~
<https://tokyodouga.jp/coronavirus>

新型コロナコールセンター 感染症の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応など TEL.0570-550571 午前9時～午後10時 土日祝日を含む毎日





特別掲載（第30回）事後調査と関税評価



（社）日本通関業連合会 講師 河月義朗



はじめに

「事後調査と関税評価」は、2010年3月号から2014年1月号まで「関税評価」をテーマに連載し、その後は毎年11月に財務省が公表する「事後調査事績」の分析と事後調査非違事例からみる関税評価を毎年1月に特別掲載しています。

令和元事務年度の事後調査（令和元年7月1日から令和2年6月30日まで）は、新型コロナの感染拡大の影響により令和2年1月からほぼ実地調査を行うことができず、同事務年度の調査期間は令和元年12月頃までの6カ月間程度に短縮されたものと考えられます。今号は、コロナ禍で当初の立入計画どおりに調査が実施できず、異例となった令和元事務年度事後調査事績（令和2年11月4日公表）と過去の事績とを比較しながら、今後の事後調査の展望に触れてみます。

1. 令和元事務年度事後調査事績

(1) 令和元・平成30事務年度調査事績

項 目	事務年度		平成30事務年度	
	令和元年事務年度	前年度対比		
実地調査輸入者数①	3,361 者	82.4%	4,079 者	
非違判明輸入者数②	2,723 者	84.3%	3,231 者	
非違の割合（②／①）	81.0%	+1.8ポイント	79.2%	
申告漏れ課税価格	1,231 億 2,300 万円	79.5%	1,549 億 5,745 万円	
追徴 税額	関 税	12 億 4,838 万円	102.1%	12 億 2,257 万円
	内国消費税	99 億 5,635 万円	79.8%	124 億 6,906 万円
	納付不足税額	112 億 474 万円	81.8%	136 億 9,163 万円
	加算税	4 億 6,682 万円	70.9%	6 億 5,849 万円
	重加算税	5,540 万円	127.3%	4,353 万円
総 計	116 億 7,156 万円	81.3%	143 億 5,012 万円	

- 実地調査輸入者数(立入者数)は、3,361者(前事務年度比82.4%)。
- 非違判明輸入者(申告漏れ等のあった輸入者)は、2,723者(前事務年度比84.3%)。
- 不足申告額(申告漏れ課税価格)は、約1,231億2千万円(前事務年度比79.5%)、これに対する納付不足税額及び加算税等の追徴税額は、約116億7千万円(前事務年度比81.3%)。
- 追徴税額のうち重加算税額は約6千万円(前事務年度比127.3%)。

(2) 令和元・平成30事務年度の納付不足税額が多い上位5品目

年度 順位	令和元事務年度			平成30事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1位	85類	電気機器	22億6,709万円	85類	電気機器	33億6,536万円
2位	90類	光学機器等	19億1,913万円	90類	光学機器等	21億278万円
3位	84類	機械類	14億5,347万円	87類	自動車等	14億4,140万円
4位	24類	たばこ	6億2,591万円	84類	機械類	11億5,164万円
5位	39類	プラスチック	4億9,817万円	29類	有機化学品	8億8,238万円

- 納付不足税額が多い上位5品目は、上記表のとおりであり、これらの5品目で納付不足税額の約6割を占めている。

(3) 高額非違事例

- 事例1：輸出者に作成させた低価インボイスによる輸入申告
中国からの衣類の輸入に関し、輸入者が輸出者と通謀し、輸出者に正規の価格よりも低価のインボイスを作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・偽装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告(不足申告額：1億957万円、追徴税額：2,762万円(うち重加算税687万円))。
- 事例2：輸入者自らが作成した低価インボイスによる輸入申告
中国からのプラスチックペレットの輸入に関し、正規の価格が記載されたインボイスをもとに自ら低価のインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・偽装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告(不足申告額：5,107万円、追徴税額：859万円(うち重加算税217万円))。
- 事例3：輸入者が支払った開発費用の申告漏れ
台湾からの通信機器の輸入に関し、輸入者は、輸出者との取り決めに基づき、インボイス価格とは別に、課税価格に算入する必要のある貨物に係る開発費用

を別払し、当該開発費用を課税価格に含めずに申告（不足申告額：8億8,954万円、追徴税額：7,826万円）。

● 事例4：仮価格インボイスによる輸入申告

アイルランドからの医薬品の輸入に関し、輸入者は、輸出者が暫定的に作成した仮価格のインボイスに基づき申告し、輸入後に決定された取引価格との差額を別途支払っていたが、当該差額について修正申告を怠っていた（不足申告額：39億626万円、追徴税額：3億4,458万円）。

事例1及び2は、重加算税制度が導入される以前では、不足税額やその手法によっては関税犯則事犯として調査され、その結果、通告処分等に処されてもおかしくない事案です。加算税制度が平成9年に導入され、その導入後も適正な関税を納付しない悪質な輸入者が多くあったことから、「隠ぺい又は仮装」により、納税申告をせず、又は事実とは異なる納税申告を行った者に対して、より重い経済的措置を課す重加算税制度が平成17年に導入されました。この重加算税は、故意の立証を必要とせず、関税ほ脱の犯意の立証が困難で通告処分等の対象から除外される場合であっても、隠ぺい又は仮装という客観的な事実が明らかであれば賦課することができます（情状が悪質では脱額が高額な事犯に対しては、関税法第136条の2の規定によって直告発される場合もあります。）。

「事実を隠ぺい又は仮装に該当する場合」については、関税法基本通達12の4-1に次のように例示されています。

- ① 仕入書など輸入貨物の課税価格を明らかにする書類の破棄又は改ざんがなされた場合（例：輸入取引に係る契約書、往復文書等の原始書類、運賃明細書、保険料明細書等の通関書類のほか、総勘定元帳、損益計算書等の決算関係書類等）。
- ② 特恵税率を適用するため、原産地証明書を偽造した場合、虚偽の申請に基づき原産地証明書の交付を受けた場合。
- ③ 関税割当品目に該当する貨物を他の輸入貨物に紛れ込ませるなど、輸入の許可を受けずに貨物を輸入しようとする場合
- ④ 事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁を行っているなど、その一連の事実関係から判断して、輸入申告時における隠ぺい又は仮装が確認できる場合。

上記事例1及び2は、①の場合に該当し、それぞれの事案の不足税額に加え、高額の重加算税を賦課することとされた非違事案です。

また、事例 3 は輸入貨物に係る「開発費用」の申告漏れ、事例 4 は、輸出者が作成した仮価格のインボイスで申告した後、輸入許可後に決定した実際の取引価格との差額に相当する税額について修正申告を怠っていた非違事案です。

この二つの非違事案は、ほぼ毎年確認される事後調査非違の定番のようなものです。通常、輸入貨物に係る「開発費用」は、仕入書価格とは別に請求されますが、関税評価協定や関税定率法等に「開発費用」に関する特別な規定がないため、輸入取引に関連して買手が負担する「研究開発費」を課税価格に含めるか否かについては、十分に検討して判断しなければなりません。

医薬品業界の新薬等の研究開発費に代表されるようにそれらの費用が研究に携わる人件費や研究のために消費される原材料費等に使用され、当該費用の発生時点では将来に期待される収益が獲得できるかどうかは不確実なものであって当該「研究開発費」が直接輸入貨物に結びつかないと判断される場合は、輸入貨物の現実支払価格を構成するものとはいえ、一方、研究開発によって得られる成果物(輸入貨物)が実際に商品化されて輸入される場合は、輸入される貨物とその「研究開発費」の結びつきによっては、輸入貨物の現実支払価格を構成するものとなって輸入貨物の課税価格に算入すべきものとなります。

この「研究開発費」に係る非違事案では、平成 17 事務年度の高額非違事例として「輸入者が支払った研究開発費の申告漏れ」があります。この非違は、韓国からの液晶テレビのパネルの輸入に関し、輸入者が輸入貨物の生産に必要な技術の研究開発費を輸出者に仕入書価格とは別に支払っていたもので、この非違による申告漏れ課税価格は 30 億円を超え、消費税(関税は無税)の追徴税額は約 1 億 5,500 万円となった非違事案があります。

また、平成 19 事務年度には、香港からのマイクロフォンの輸入に関し、輸入者が輸出者に輸入貨物の開発費用を仕入書価格とは別に支払っており、その結果、申告漏れ課税価格は 22 億 8,500 万円、消費税の追徴税額は 1 億 1,900 万円となった大口非違事案が確認されています。

事例 4 の、輸出者が作成した仮(暫定)価格のインボイスで申告していた非違事案は、輸入取引において当初のインボイス価額が何らかの変数要因により変更されるもので、その代表的な取引に「価格調整条項付契約取引」があります。この取引は、関税評価技術委員会採択文書解説 4.1 に「輸入申告時に取引価格が決定していないとしても、契約条項に従って最終的に現実支払価格を計算することができる場合は、関税評価協定第 1 条及び第 1 条の解釈のための注釈の規定に従って、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額を課税価格とする。」とし、「価格調整条項 (Price review

clauses) が規定されているからといって、第 1 条に基づく評価を排除すべきではない。」とその考え方の指針を示しています。また、関税定率法基本通達 4-2 の 2(2) は、「買手による輸入貨物に係る支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物の価格について調整が行われ、別払金の支払いが行われる場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に当該別払金を加えた価格である。当該輸入貨物に係る関税法第 7 条第 1 項《申告》に規定する申告(以下「納税申告」という。)が行われた後に当該調整が行われ、別払金の支払が行われたときも同様である。(注)この場合は、関税法第 7 条の 14 《修正申告》の規定により当該納税申告に課税標準又は税額(以下「関税等」という。)を修正する申告がされなければ、同法第 7 条の 16 《更正及び決定》の規定により当該関税等を更正することとなることに留意する。」と規定されており、「価格調整条項付契約取引」のような輸入取引にあつては、最終的な現実支払価格の決定に一定の期間が必要となるため、輸入許可前引取や輸入許可後の修正申告による処理が必要となります。

2. 過去 10 年間の調査事績の推移

財務省が令和 2 年 11 月 4 日に公表した令和元事務年度事後調査事績は上記のとおりですが、調査事績で目を引くのが非違判明輸入者数を実地調査輸入者数で除した非違の割合(非違率)です。

《実地調査輸入者数及び非違判明者数 (単位：者)》

22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
6,031	6,098	4,960	3,614	3,545	4,302	4,325	4,266	4,079	3,361
4,226	4,290	3,402	2,427	2,363	2,977	3,307	3,365	3,231	2,723

(上：実地調査輸入者数 下：非違判明輸入者数)

《非違率 (非違判明者数÷実地調査輸入者数 単位：%)》

22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
70.1	70.4	68.6	67.2	66.7	69.2	76.5	78.9	79.2	81.0

これまでの事後調査における非違率は、平成 14 事務年度までは「50%台」で推移しており、平成 15 事務年度 (60.8%) に 60%を超え、平成 21 事務年度 (70.2%) に 70%を超えました。

過去最高の非違率は、平成 30 事務年度の 79.2%でしたが、令和元事務年度に「81.0%」と初めて 80%を超えました。これは、実地調査輸入者数が 3,361 者とコロナの感染拡大の影響を受けて減少し、税関の調査対象者の選定を最小限にし、非違の潜在が見込まれる者に絞り込んだ結果ではないかと考えられますが、平成 28 事務年度以降の非違率は 80%に近い高率で推移しており、税関の情報分析等調査対象輸入者の選定が適格に行われた結果といえます。

次に、申告漏れ課税価格や追徴税額については、通常、申告漏れ課税価格に比例して関税等の追徴税額も増加しますが、平成24事務年度から平成28事務年度は、外国産豚肉の調査による過大申告（高価申告事案の非違）が認められたため、同期間の申告漏れ課税価格は、過大申告分を除く額についても公表されています。

《申告漏れ課税価格（単位：億円）》（下：過大申告分を除く額）

22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
1,933	2,468	1,639	888	1,082	1,521	1,405	1,483	1,549	1,231
—	—	1,776	902	1,110	1,538	1,455	—	—	—

令和元事務年度の申告漏れ課税価格は、1,231 億 2,300 万円で前年比 79.5%と減少しましたが、平成 25・26 事務年度を超えています。

最近 5 年間における申告漏れ課税価格では、令和元事務年度が最低額となりますが、これは前述のとおり、コロナ禍における実地調査輸入者数の減少によるものであり、1 者当たりの申告漏れ課税価格（申告漏れ課税価格÷実地調査輸入者数）で検証すれば、令和元事務年度の 1 者当たりの申告漏れ課税価格は、約 3,663 万円となり、これは前事務年度に次ぐ額となっています。

【過去 5 年間の 1 者当たりの申告漏れ課税価格】

（平成 27・28 事務年度の申告漏れ課税価格は、過大申告分を除く額。）

	令和元年	30 年	29 年	28 年	27 年
実地調査輸入者数	3,361 者	4,079 者	4,266 者	4,325 者	4,302 者
非違判明者数	2,723 者	3,231 者	3,365 者	3,307 者	2,977 者
非違率	81.0%	79.2%	78.9%	76.5%	69.2%
申告漏れ課税価格	1,231.2	1,549.5	1,483.7	1,455.8	1,538.8
1 者当たりの額	3,663 万円	3,798 万円	3,477 万円	3,366 万円	3,576 万円

（申告漏れ課税価格の単位：億円）

次に、令和元事務年度の納付不足税額は、関税不足税額が12億4,838万円とほぼ前年並みですが、消費税不足税額は99億5,635万円（前年比79.8%）となり、合計納付不足税額は、112億474万円（前年比81.8%）と減少しました。

次の表は納付不足税額が初めて百億円を超えた平成16事務年度から平成19事務年度頃の調査事績と令和元事務年度の対比であり、納付不足税額は類似していますが、関税率の低下により不足関税額の減少はあるものの消費税を含む1者当たりの納付不足税額は、約334万円と高いレベルにあることが伺えます。

【令和元年と平成16～19事務年度の調査事績の対比】

	令和元年	19年	18年	17年	16年
実地調査輸入者数	3,361者	5,865者	5,548者	5,401者	5,223者
非違判明者数	2,723者	4,099者	3,836者	3,640者	3,337者
非違率	81.0%	69.9%	69.1%	67.4%	63.9%
申告漏れ課税価格	1,231.2	1,616.6	1,553.7	1,615.5	1,161.6
関税不足税額	12.4	25.0	27.0	21.6	43.8
消費税不足税額	99.5	87.3	83.9	85.8	64.5
納付不足税額	112.4	112.4	110.9	107.5	108.4
納付不足税額/1者	334万円	191万円	199万円	199万円	207万円

（単位：億円、1者当たりの納付不足税額＝納付不足税額÷実地調査輸入者数）

3. 過去10年間における納付不足税額等の推移

《納付不足税額（単位：億円、納付不足税額＝不足関税額＋不足消費税額）》

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
135.7	155.7	298.9	84.2	118.2	145.9	205.7	141.5	136.9	112.0

《加算税額（単位：億円）》

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
8.2	6.4	51.0	5.9	7.4	10.6	22.1	6.0	6.5	4.6

《うち重加算税額（単位：億円）》

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
1.2	0.4	46.1	1.4	0.1	6.9	17.6	0.7	0.4	0.5

《追徴税額（単位：億円、追徴税額＝不足納税額＋加算税額）

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
143.9	162.1	349.9	90.1	125.4	156.5	227.8	141.5	143.5	116.7

《1者当たりの申告漏れ課税価格（単位：万円）》^{24年～28年過大申告分を除く申告漏れ額}

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
3,205	4,048	3,581	2,496	3,132	3,576	3,366	3,477	3,798	3,663

（申告漏れ課税価格÷実地調査輸入者数）

《1者当たりの関税及び消費税不足税額（単位：万円）》（不足税額÷立入者数）

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
225.0	255.3	602.6	232.9	332.8	339.1	475.6	317.3	335.6	333.2

4. 申告漏れ上位5品目の推移

年 度	1位	2位	3位	4位	5位
22事務年度	電気機器	光学機器等	機 械 類	織物衣類	調製食料品
23事務年度	光学機器等	医療用品	機 械 類	電気機器	有機化学品
24事務年度	肉 類	電気機器	機 械 類	医療用品	織物衣類
25事務年度	肉 類	電気機器	履 物 類	機 械 類	織物衣類
26事務年度	肉 類	電気機器	機 械 類	医療用品	履 物 類
27事務年度	電気機器	光学機器等	肉 類	機 械 類	医療用品
28事務年度	肉 類	電気機器	履 物 類	光学機器等	機 械 類
29事務年度	電気機器	光学機器等	自動車等	医療用品	機 械 類
30事務年度	電気機器	光学機器等	自動車等	機 械 類	有機化学品
元事務年度	電気機器	光学機器等	機 械 類	たばこ	プラスチック

令和元事務年度の「納付不足税額の多い品目」は1位：電気機器（85類、22億6,709万円）、2位：光学機器等（90類、19億1,913万円）、3位：機械類（84類、14億5,347万円）、4位：たばこ（24類、6億2,591万円）、5位：プラスチック（39類、4億9,817万円）」となっています。

ひと昔前まで常に上位にあった繊維製品（61類及び62類）が平成25事務年度の「5位：織物衣類（第62類）、5億6,690万円」を最後に「納付不足税額の多い上

位5品目」から姿を消しており、長く関西で事後調査に携わった一人として少し寂しい思いがあります。

電気機器、光学機器、機械類については、日本の貿易構造からも、開発費用の申告漏れや無償提供物品等の加算漏れにより、今後も上位を維持していくものと考えられますが、平成24事務年度から平成28事務年度まで上位にあった肉類（第2類の豚肉）は、TPP11、日・EU、日米貿易協定等により「差額関税制度」による税負担が軽減されていくこともあって、平成29事務年度以降ベスト5からは遠ざかっていますが、輸入豚肉の納付不足税額が平成24年度135億8,771万円（過去最高額）、平成25年度14億3,075万円、平成26年度27億8,682万円、平成27年度17億5,225万円、平成28年度49億9,513万円と全体に対する比重は大きく、今後も豚肉の差額関税に対する事後調査は必要に応じて厳密に行われていくものと考えられます。

5. まとめ

これまでの事後調査において、平成23事務年度頃までは、より多く調査を実施することにより「公平な課税」が実現するとの考え方から、年間6千者を超える調査を実施していた時期もありました。しかし、平成24事務年度頃から「数より質」を重視する傾向ととなり、平成24事務年度の実地調査輸入者数は、4,960者と平成11事務年度以前頃の水準に減少し、さらに令和元年度においては、コロナ禍による影響から実地調査輸入者数は3,361者と大きく減少しました。一方、非違率は、平成14事務年度以前は50%台であったものが、平成15事務年度に60%台となり、平成21事務年度に70%を超え、令和元事務年度で初めて80%を超えました。

申告漏れ課税価格（不足申告額）と追徴額は、通常、不足申告額が増加することで追徴額も比例して増加しますが、平成24事務年度からは外国産豚肉の調査が強化されて差額関税制度に起因する高価申告非違が増加したため、不足申告額と追徴額の推移が少し複雑なものとなりました。

不足申告額は、平成16事務年度（1,161億6,762万円）に1千億円の大台を超え、その後年々増加して平成23事務年度は、2,468億5,063万円と過去最高額となりました。しかし、翌年の平成24事務年度の不足申告額は、1,639億9,708万円（課税価格過大申告分除く不足申告額は、1,776億4,818万円）と大きく減少したものの、納付不足税額（不足関税額＋不足消費税額）は、298億9,468万円と過去最高額を記録しました。この豚肉の調査は平成28事務年度までの5年間続き、この間の追徴税額は従来の不足申告額に対応する額に比し、極めて高額なものとなりました。

追徴税額は、平成16事務年度に108億4,396万円（納付不足税額99億9,781万円及び加算税額 8億4,615万円）と初めて百億円の大台を突破し、平成23事務年度には155億7,907万円と過去最高額となりました。しかし、平成24事務年度は、申告漏れ課税価格1,639億9,708万円、関税及び消費税の納付不足税額298億9,468万円、重加算税46億1,970万円を含む加算税51億61万円と大きく飛躍し、冷凍豚肉にかかる高価申告事案では、1者で過大申告課税価格が101億1,140万円、追徴税額が135億8,536万円（納付不足税額100億6,491万円、重加算税額35億2,045万円）となる非違事案もありました。

1者当たりの「申告漏れ課税価格」は、この10年の間、3千万円台で推移しており、1者当たりの関税及び消費税の不足税額は、300万円台で推移しています。また、加算税を含めた追徴税額では、この10年間では次のように推移しています。

《1者当たりの徴税額（単位：万円）（追徴額＝不足納税額＋加算税額）

22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
238.6	265.8	705.4	249.3	353.7	363.7	526.7	331.6	351.8	347.2

（徴税額÷実地調査輸入者数）

これまでの事後調査による主な高額非違の態様別では、

① 現実支払価格関係

- 冷凍豚肉に係る高価申告
- 低価インボイスによる輸入申告
- 価格調整金の申告漏れ
- 開発費用の申告漏れ

② 加算要素関係

- 運送関連費用の申告漏れ
- 手数料の申告漏れ
- 無償提供物品等の費用の申告漏れ
- 輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ

③ その他

- E P A 税率の適用誤り
- 特恵税率の適用誤り

といった非違が多く高額の追徴が発生しており、今後もこの傾向は続いていくとも考えられます。

これらの非違の多くは、輸入者と通関業者の間における情報の共有が十分でなく、また、輸入者の関税評価知識の欠如に起因するものであることから、通関士の審査等において常に「想定される申告漏れに対する輸入者への確認」といった業務を踏むことにより適正申告の実現が一層可能なものとなります。

令和2事務年度（令和2年7月1日～令和3年6月30日まで）は、コロナの影響により、税関職員が輸入者の事務所に臨場して事後調査を実施することが困難な状況にあります。

事後調査の目的は「不適切な納税申告を是正し、輸入者に適切な申告指導を行って、より適正な課税を確保すること」であり、このような状況においてこそ通関士による「法令に遵守した適正通関の実現」がより一層強く求められていることは間違いないでしょう。

以 上

各通関業会業務報告

東京

- 10月8日** 「通関業の日」関連行事（品川インターシティホール）
（通関業セミナー・功労者表彰等）
- 9日** 通関士部会委員会・勉強会（原産地・評価・分類）※WEB参加有り
- 14日** ワシントン条約、安全保障貿易管理及びNACCS外為法関係業務（成田地区・NAA会議室）※ライブ配信有り
- 21日** ワシントン条約、安全保障貿易管理及びNACCS外為法関係業務（本関地区・芝浦サービスセンター）※ライブ配信有り
- 11月4日** 本関・大井地区通関協議会合同勉強会
①（原産地・評価・分類）
- 6日** 通関士部会委員会 ※WEB参加有り
- 9日~12日** 通関業務従業者研修（成田地区・NAA会議室）
- 10日** 連合会通関士部会・事務局合同会議（WEB会議）
- 12日** 本関・大井地区通関協議会合同勉強会
②（原産地・評価・分類）（フクラシア品川クリスタルスクエア）
- 16日~19日** 通関業務従業者研修（本関地区・東京港福利厚生センター）※ライブ配信有り
- 18日** 本関・大井地区通関協議会合同勉強会
③（原産地・評価・分類）（フクラシア品川クリスタルスクエア）
- 26日** 成田地区勉強会（原産地・評価・分類）（NAA会議室）※ライブ配信あり
- 27日** 税関記念日式典

横浜

- 10月30日** 通関士部会三役会
- 10月期** 横浜税関業務部との輸出入通関手続き検討会中止
- // 横浜地区本関地区等通関協議会中止
- // 横浜地区密輸撲滅キャンペーン中止
- // 川崎地区密輸撲滅キャンペーン中止
- // 千葉地区密輸撲滅キャンペーン中止
- 11月4日** 横浜税関業務部へ要望書の提出
- 10日** 通関士部会三役会
- // 通関士部会・事務局合同会議（TV会議）
- 27日** 税関記念日税関業績者表彰式・横浜通関業会表彰式
- 11月期** 横浜通関士部会報告会中止

神戸

- 10月4日** 第54回通関士試験（神戸ファッションマート：神戸市）
（広島市立大学：広島市）
- 8日** 神戸通関士部会 総務委員会（神戸通関業会研修室）
- 20日** 通関時報（10月号）発行
- 22日** 神戸通関士部会 定例役員会（WEB会議）
- 28日** 神戸税関長等との意見交換会（神戸税関会議室）
- 11月5日** 神戸通関士部会 総務委員会（神戸通関業会研修室）
- 10日** 通関士部会・事務局合同会議（神戸通関業会研修室：連合会テレビ会議）
- 12日** 輸出入貿易管理令等説明会（神戸ポー

トオアシス)

- 16日~18日 通関従業者研修(神戸通関業会研修室)
16日~24日 同 (6日間AM:WEB研修)
20日 通関時報(11月号)発行
25日 広島地区通関士との意見交換会(WEB
会議)
26日 NACCSセンターによる説明会(神戸
通関業会研修室:WEB説明会)
// 神戸通関士部会 定例役員会(神戸通
関業会研修室:WEB会議)

大 阪

- 10月7日 通関士部会 京滋地区協議会
8日 (連)「通関業の日」式典
14日 通関士部会 堺地区協議会
20日 内部監査担当者セミナー
21日 通関士部会 第58回業務委員会
// 通関士部会 第50回総務委員会
// 通関士部会役員会・税関担当官との連
絡会
27日 通関士部会 福井・敦賀地区協議会
28日 大阪地区通関協議会(税関との通関事
務連絡会及び定例会・役員会)
// 通関士部会 石川地区協議会
29日 通関士部会 伏木・富山地区協議会
11月10日 (連)通関士部会・事務局合同会議(テ
レビ会議)
18日 通関士部会 第59回業務委員会
// 通関士部会 第51回総務委員会
// 通関士部会役員会・税関担当官との連
絡会
25日 通関業セミナー「安全保障貿易管理」
&「貿易管理サブシステム」
26日 大阪地区通関協議会(税関との通関事
務連絡会及び定例会・役員会)
27日 税関業績者等表彰式

名古屋

- 10月6日 清水支部品目分類研修(清水)
7日 一水会・理事会(理事・監事)
8日 通関士部会幹事会
// 清水支部品目分類研修(浜松)
9日 通関非違防止対策研修
13日 本関通関事務研究会
// 清水支部通関士部会定例会
14日 輸出入商品分類研修
// 四日市支部関税評価実務研修
20日 清水支部沼津通関懇話会
// 清水支部奇六会(通関懇談会)
21日 関税減免税関係研修
// 清水支部浜松通関懇話会
22日 関税減免税関係研修(空港)
// 西部通関事務研究会
// 清水支部通関事務研究会
// 清水支部御前崎通関担当者連絡会
27日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡
会
// 清水支部興津通関担当者連絡会
// 四日市支部通関士部会幹事会、通関事
務研究会
28日 関税評価実務研修
// 清水支部安全保障貿易管理等説明会
// 清水支部焼津通関担当者連絡会
11月4日 清水支部評価事務研修(浜松)
5日 一木会・通関士部会幹事会
6日 清水支部評価事務研修(清水)
10日 清水支部通関支部会支部定例会
11日 本関通関事務研究会
// 四日市支部品目分類研修
18日 安全保障貿易管理等説明会
// 中部空港通関事務研究会
// 清水支部浜松通関懇談会
19日 西部通関事務研究会
// 清水支部通関事務研究会

- 20日 輸出入商品分類研修
- 24日 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
- 25日 清水支部興津通関担当者連絡会
- 26日 清水支部御前崎通関担当者連絡会
- // 清水支部沼津通関懇話会
- 27日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会

門 司

- 10月1日 会員周知「船会社CMA-CGMのシステム障害に係る取り扱いについて」
- 9日 会員周知「米国から日本向けに輸出される牛精液の家畜衛生条件及び証明書様式の一部改正について」
- // 会員周知「法人番号の英語表記登録の促進に向けた周知について」
- 14日~30日 通関士部会・事務局合同会議議題に関する意見集約
- // 会員周知「中古農機具等の輸入検査に係る植防立会いについて」
- 11月5日 通関士部会・事務局合同会議事前検討会（事務局）10:30~12:00
通関士部会長、副部会長、専務理事
- 10日 通関士部会・事務局合同会議（テレビ会議）14:00~16:40
通関士部会長、副部会長、専務理事参加
- 12日 門司通関士部会関門支部本関地区会議（門司港湾合同庁舎共用会議室）14:00~15:00
会員26名、専務理事出席
税関側 統括審査官等 4名出席
・事前教示制度に関する説明
・通関非違の状況説明
・輸入事後調査に係るお願い
・他法令関係の説明
- 16日 会員周知「感染症の病原体を媒介する

おそれのある動物の輸入に関する規則」の一部改正及び「指定動物（サル）の輸入検疫要領等の改正について」

- 16日 会員周知「関税率表第17.14項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものについて」

長 崎

- 10月1日 船会社システム故障に係る取扱い案内
- 7日 連合会「アンケート調査」への協力依頼（再度）
- 8日 「通関業の日」記念式典へ牧会長出席
- 9日 法人番号の英語表記登録の促進の周知
- // 家畜衛生条件等の一部改正の案内
- 13日 「取締強化期間」への協力依頼
- 14日 特定水銀使用製品に係る規制の案内
- 15日 長崎地区通関事務連絡協議会
- // 通関非違事例の案内
- 16日 NACCS地区協通信の案内
- 11月2日 NACCS「2021年度プログラム変更要望一覧表」の案内
- 10日 連合会「通関士部会・事務局合同会議（TV）」
- 16日 感染症病原体を媒介する動物の輸入規則の一部改正の案内
- 17日 連合会「アンケート調査」結果の案内
- 18日~20日 牧会長による各地区訪問
- 24日 「新型コロナウイルス感染症対策強化」への協力依頼
- 30日 長崎地区通関事務連絡協議会

函 館

- 10月1日 会員周知：船会社CMA-CGMのシステム障害に係る取り扱いについて
- 7日 会員周知：第7次NACCS基本仕様説明動画の掲載について
- 8日 通関業の日特別表彰授与（板谷通関士部会長）

- 9日 会員周知：米国から日本向けの牛精液の家畜衛生条件及び証明書様式の一部改正について
- 12日 会員周知：法人番号の英語表記登録の促進に向けた周知について
- 22日 案内：通関士部会北海道ブロック・東北ブロック合同研修会の開催について
- 27日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）メールによる通知
- 11月10日 令和2年度通関士部会・事務局合同会議（オンライン会議）
- 16日 会員周知：感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部改正及び「指定動物（サル）の輸入検疫要領等の改正」について
- 20日 新型コロナウイルス感染症対策（協力依頼）
- 25日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田船川）メールによる通知
- 26日 通関士部会北海道ブロック・東北ブロック合同研修会（函館市）

- 27日 通関士試験合格者通知
- // 通関士部会合同研修会（11/26）資料会員送付
- // 会員周知：令和2年度バーゼル法省令改正等に関する説明動画について

沖 縄

- 10月3日 三役会議の開催（税関長との意見交換・その他について）
- 8日 10月期開催予定の通関連絡会を中止（税関説明事項・指示事項を会員あてメール送信）
- 30日 税関幹部と開催予定の意見交換会を沖縄県のコロナ禍緊急事態宣言発令により急遽中止
- 11月10日 日本通関業連合会主催の通関士部会・事務局合同会議開催（全国テレビ会議参加）
- 25日 国内での鳥インフルエンザ疑似患畜確認に伴う輸出検疫証明書交付の一時停止（動物検疫所沖縄支所からの通知）

通関業者のための イーラーニングシリーズ

◆ AEO制度コース

受講期間：2ヵ月 受講料：8,000円（税別）

◆ EPA/FTA原産地規則入門コース

受講期間：1ヵ月 受講料：2,500円（税別）

◆ 関税分類のための化学入門コース

受講期間：1ヵ月 受講料：2,750円（税別）

◆ 関税分類のための農水産品・食品入門コース

受講期間：1ヵ月 受講料：3,000円（税別）

- 会社単位にてお申込の場合、
研修ご担当者による受講者の進捗状況が確認可能
(2021年4月開始分より全コース)
- パソコン、スマートフォンで学習可能
- 土日祝日を含め、24時間受講可能
- 受講終了後は修了証書の発行が可能（ご希望の場合のみ）

* 申込締切日・受講開始日 変更のお知らせ *

2021年4月受講開始分（3月10日締切分）より
申込締切日 **毎月10日** → 受講開始日 **翌月1日** に変更
ex) 4月5日申込の場合、受講開始は5月1日から
4月11日申込の場合、受講開始は6月1日から

< お申込・詳細は >

(一社)日本通関業連合会 イーラーニング担当

TEL：03-6206-1086

E-mail：elsupport@tsukangyo.or.jp

< <http://www.tsukangyo.or.jp/el/index.php> >

● 新刊書のご案内 ●

5年振りの改訂。
掲載事例・解説をアップデート!

関税評価 303

改訂 8 版

サン・マル・サン

令和元事務年度の関税等追徴税額は116億円強!

正確な関税評価によってビジネスリスクを減らすことができます。

税関の輸入事後調査では、輸入貨物の納税申告が適正かどうかを確認されます。令和元事務年度(令和元年7月~令和2年6月)の輸入事後調査の結果は、調査対象3,361者のうち申告漏れのあった輸入者は2,723者、関税等の追徴税額は116億円強でした。申告漏れの主な要因として関税評価の誤りによるものが挙げられています。

こうした事後調査によって、関税評価の知識がないために過少申告加算税、延滞税等がかかると、予想外の費用が発生することとなります。

しかしながら生産形態が多岐にわたる昨今においては関税評価を正確に理解・把握することは容易ではありません。

こうした状況を踏まえ、本書では前版から掲載事例の見直しをするだけでなく、難解な関税評価をできるだけ分かりやすく理解していただくために、解説も見直しました。

また、関連法令通達の条項名を付記し、巻末の「法令編」では改正された法令や基本通達にアップデートしました。コンパクトな「関税評価六法」としてもご利用いただけます。

2020年12月21日発行!



A5判・656頁
定価:本体3,000円+税
送料:810円

66 本編

39 売手が支払う輸入貨物の梱包材に使用された版下の費用

Q: 本邦の買手Bは、売手Sからプラスチック製品を購入(輸入)します。売手Sが当社宛てに送付された輸入貨物の仕入書には、貨物代金のほか、売手が輸出側で調達した輸入貨物を梱包するダンボールの印刷に使用された版下の費用が記載されており、当社は、売手との合意に基づき、輸入貨物の代金にこの版下代を加えた仕入書価格を売手に支払います。版下そのものは輸入されません。輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う版下代は、課税価格(税戻支払価格)に算入されますか?

A: 「税戻支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からその輸入貨物の輸入取引をするために税戻に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。上記の取引において、買手Bが売手Sに支払う版下代は、輸入貨物を梱包するダンボールの印刷に使用された版下の費用であり、買手と売手との合意に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、その輸入貨物の税戻支払価格の一部を構成します。

関連法令等: 関税法第4条第1項、関税法施行令第1条の4、関税法基本通則4-2(1)、(関税ホームページ)関税等事例(関税評価)税戻支払価格(1)(税戻支払額)に含まれる費用)

第三章 原則的な課税価格の決定方法(その2): 税戻支払額 67

40 売手が本邦で行った広告宣伝費用を相殺した仕入書価格

Q: 本邦の買手Bは、売手Sから加工食品を継続的に輸入(購入)しています。今回、買手が売手から輸入した加工食品の仕入書価格は、輸入貨物の売買契約価格から5%相引きされた価格となっています。この5%相当額は、売手の在日代理店が売手に代わって、本邦における当該加工食品の広告宣伝を本邦の広告会社Mに依頼して行った費用に相当する額であり、買手は売手から売手の在日代理店への支払を要請される当該広告宣伝費用(売買契約価格の5%相当額)を支払うこととしたものです。この場合、5%相当額を差し引いた後の仕入書価格により輸入貨物の課税価格を計算してもよいですか?

A: 輸入貨物の買付価格は、「税戻支払価格」に、その含まれていない状況において選定等の「加算要素」の額を加えた価格(取引価格)によることを原則としており(定率法第4条第1項)、この「税戻支払価格」とは、輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払額を含む)となります(定率法施行令第1条の4)。本事例において、買手Bが売手Sの在日代理店に支払う金額(売買契約価格の5%相当額)は、売手の在日代理店が売手に代わって広告会社Mに依頼して行った広告宣伝の費用に充てられることと、これは、売手が買手以外の第三者(売手の在日代理店)に負った債務を買手に弁済させ、その弁済額を差し引いた後の価格(売買契約価格)となります。したがって、輸入貨物の課税価格は、仕入書価格に買手が売手の在日代理店に支払う5%相当額を加えた額に基づき計算します。

(誌面イメージ)

前版読者の
皆様の声

図解説もあり、解説も明確でわかりやすい/関係法令通達も記載されているので、手軽に条文を参照できる/評価次第で申告価格が大幅に異なり、更正や追加納税のリスクを顧客に説明するのに、『関税評価303』の実例はとても役に立つ/通関士試験対策用に『関税評価303』が役立った。

公益財団法人 日本関税協会
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F
TEL ▶ 03-6826-1430 FAX ▶ 03-6826-1432
URL ▶ <https://www.kanzei.or.jp/>

日本関税協会賛助会員の方は、関税評価関係の法令、通達を一覧できるようにした「法令通達三段表」を賛助会員専用サイトで閲覧することができます。



通関業者の書類保管の強い味方

貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は様々なユーザー様の諸問題を解決することができます。

書類保管の諸問題を解決!!



通関関係書類を紙で保管しています。倉庫の保管コストと書類廃棄にかかるコストがかさばって困っています。



NACCS-DMS®を導入することで、書類の電子化を進めると同時に倉庫等の保管にかかるコストを削減できます。具体的には…

- ・一時取出し、廃棄の際の倉庫作業にかかる人件費を削減できます。
- ・書類は保管期間の経過をシステムでチェックし自動削除します。廃棄の手間がかかりません。
- ・倉庫への保管が不要になるので大幅に保管費用を削減できます。



在宅勤務の諸問題を解決!!



コロナ禍でテレワーク体制を拡大したいのですが、通関書類のやり取りをもっとスムーズにしたいです。

NACCS-DMS®を導入することで、出社している方もテレワーク中の方もNACCSの検索・ダウンロード機能を利用して許可書や通関書類の取得ができるようになります。

NACCS-DMS®を導入後は紙で書類を持ち出すことなく、NACCSから過去の通関書類を参照することができ、セキュリティ面も安心です。



※取扱量の少ない通関業者様に、割安な共同利用プランを日本通関業連合会経由で申し込むことができます。

お問い合わせ先



一般社団法人日本通関業連合会 業務部
電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@nacccs.jp



詳しくは
NACCS掲示板を
ご覧ください



令和3年2月1日サービスイン！申込み受付中！

業務状況等分析業務

輸出入申告訂正情報の分析サービス

本サービスは、通関業者の皆さまが輸出入申告訂正業務等により、「誰が」「どの輸出入申告等の」「どの項目を」「どのように訂正したか」を客観的に把握することができるサービスです。

通関業者の皆さま、こんなお悩みありませんか？

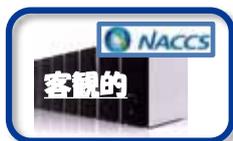


- 管理部門にて誤謬の把握・分析ができていない
- 誤謬の報告漏れが生じてしまっている
- 誤謬がなかなか減らない

この度お客様により効果的にご利用いただくために、サービスの内容を**大幅に刷新**しました！



サービスの特徴



NACCSだからできる信頼あるデータの提供

- ・ NACCSで処理された**すべての輸出入申告等の訂正業務の内容を把握！**
- ・ 裁量による訂正内容の**社内報告漏れの防止！**



管理部門による訂正履歴の把握・分析などの作業負担が軽減

- ・ 提供形式がCSV形式のため、データ加工により**訂正の原因分析が可能**
- ・ 訂正の原因分析を行うことで、事業所、通関士毎の**訂正傾向を把握**



通関業務の品質の維持・向上や、社内教育へのサポート

- ・ 再発防止策や業務手順、人員配置を含む**社内体制の見直しの検討材料**
- ・ 自己改善の取組みとしての**「生きた教材」**の社内教育への活用

サービスの利用料金

(※料金は全て月額、税抜き)

基本料金に加えて、ご提供する情報のトラフィック件数^{*1}実績に応じた従量課金

基本料金	5,800円 - (不要な対象情報数 ^{*2} × 500円)				×	利用者コード数
従量料金	トラフィック件数	0~99,999件	100,000~999,999件	1,000,000~1,999,999件	2,000,000件~	
	料金	15,000円	30,000円	60,000円	120,000円	

※1：システム処理された業務件数

※2：ご提供する情報（①輸入申告訂正履歴情報（共通部）、②輸入申告訂正履歴情報（繰返部）、③輸出申告訂正履歴情報（共通部）、④輸出申告訂正履歴情報（繰返部）、⑤輸入マニフェスト通関申告訂正履歴情報、⑥輸出マニフェスト通関申告訂正履歴情報、⑦修正申告履歴情報（共通部）、⑧修正申告履歴情報（繰返部）、⑨関税等更正請求履歴情報（共通部）、⑩関税等更正請求履歴情報（繰返部）のうち、⑤~⑩の情報について要否を選択していただけます。

※利用料金はお客様の前年のトラフィック件数により異なります。詳しくは [NACCS 掲示板](#) からお問合せください！

お問い合わせ先



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部 営業推進課
電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは [NACCS 掲示板](#) をご覧ください！



